

第四百十四回国務院内閣委員会會議録第八号

平成九年四月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十二日

西山登紀子君

補欠選任

西山登紀子君

弘君

四月二十三日

聴濤

補欠選任

阿部 幸代君

四月二十四日

清水 澄子君

補欠選任

北澤 俊美君

英行君

瀨谷 峰男君

出席者は左のとおり。

委員長

鎌田 要人君

理事

板垣 正君

鈴木 貞敏君

鈴木 正孝君

清水 澄子君

瀨谷 美行君

海老原義彦君

狩野 安君

村上 正邦君

矢野 哲朗君

依田 智治君

大久保直彦君

水野 茂門君

山崎 力君

角田 義一君

齋藤 勁君

阿部 幸代君

国務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官

国務大臣

防衛庁長官

政府委員

防衛庁参事官

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛庁教育訓練

局長

防衛庁人事局長

防衛庁経理局長

防衛庁整備局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

部長

防衛施設庁施設

部長

外務大臣官房長

外務省総合外交

政策局長

外務省総合外交

政策局長

外務省総合外交

政策局長

農林水産大臣官

房長

農林水産省経済

局長

林野庁長官

水産庁長官

説明員

外務省アジア局

審議官

外務省北米局審

議官

大島 賢三君

田中 均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

農林水産省におきましては、従来、これらの協

同組合系統組織の検査は、例えば農業協同組合に

ついては本省で、森林組合については林野庁で、

水産業協同組合については水産庁でそれぞれ担当

しているところであります。

今後、これらの検査を一層的確に実施していく

ためには、それぞれの指導監督部局から一定の距

離を置き、緊張関係を保つとともに、検査の統一

性及び効率性を高めていくことが重要であること

から、大臣官房に協同組合系統組織等に対する検

査を担当する部を設けることとしたところであり

ます。

このため、林野庁及び水産庁の所掌である森林

組合、水産業協同組合等の検査に関する事務を両

庁から農林水産省の本省に移管することとし、こ

の法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容

であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(鎌田要人君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

農林水産大臣は退席いただいて結構でございます。

○委員長(鎌田要人君) 次に、防衛庁設置法等の

一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢野哲朗君 自由民主党の矢野でございます。

今回提出された法案並びに関連事項について質

問をさせていただきますか、ペルーの日

冒頭、発生から百二十七日ですか、ペルーの日

本大使公邸占拠事件が、フジモリ大統領の果敢な

決断の結果、最小限の犠牲にとどまり、昨日事

件が解決されたわけでありませう。不幸にして亡くなられたカルロス・ジュステイ最高裁判所判事並びに人質解放に当たりましてとうとうい生命を犠牲にされた二人の将校の方には衷心より哀悼の誠をささげたいと思ひます。また、不屈の闘志で、テロには一切屈しない、そういう気持ちで現場で陣頭指揮されましたフジモリ大統領、そして今回の作戦の執行に当たられた特殊部隊の隊員の方々の行動に對しまして心から敬意を申し上げたいと思ひます。

ここで改めて、本事件の経緯及びこれに對する日本政府の対応、そして本事件からどのようなことを教訓として読み取るべきか、このことについてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(原口幸市君) お答え申し上げます。

今回の在ペルー大使公邸占拠事件につきましては、昨年の十二月十八日にリマの日本大使公邸で開催されました天皇誕生日祝賀レセプションの際に、MRTAの武装グループが建物内に侵入いたしまして公邸を占拠したことに始まりました。占拠された公邸の一部が解放されましたが、百二十六日間ですか、長い占拠が続いたわけでございます。我々としては、その間、事態の平和的解決に向けて、保証人委員会を通じてペルー側と犯人側との間で交渉がうまくいくように努力を続けてきたわけでございます。

この間、我が国といたしましては、ペルー政府と緊密な連携をとりまして、テロには屈しない、しかし一刻も早い事件の解決、そして人質の安全かつ全面的な解放ということを図るべくその方向で全力を傾注してきた次第でございます。

このようなかで、先生が今御指摘のとおり、日本時間で二十三日の午前五時二十三分、ペルー軍特殊部隊が救出作戦を敢行いたしました。その結果、人質七十二名のうち七十一名が無事に救出されたわけでございます。

外務省といたしましては、第一に、この救出作戦におきまして、人質となつておりましたペルー

の最高裁の管理局長及びペルー軍関係者二名、計三名の犠牲者が出たことに對して深い哀悼の意を表したいと思ひます。

また、今回の事件の解決に当たりまして、フジモリ大統領が、保証人委員会による話し合いを通じた解決に最大限努力しつつも、テロに屈しないとの観点から、周到な準備の上、成功裏に救出作戦を行われたことを高く評価しておりまして、フジモリ大統領に心から感謝を申し上げたいと思っております。

我が国政府の具体的な対応といたしましては、池田外務大臣が、ペルー政府への謝意の表明、とうとい生命を犠牲にされた三名の方への弔意の表明、あるいは負傷されました人質の方々へのお見舞い、また長い間人質の立場に置かれてつらい生活を強いられた方々への御慰勞の気持ちの表明、さらに大使公邸の事後処理を含む大使館業務の再開等の目的を果たすために、昨夜ペルーに向けて出発したところでございます。

また、外務省におきましては、昨日、在ペルー日本大使公邸占拠事件調査委員会というものを立ち上げたところでございます。これは事務次官を委員長としまして複数の関係局長を委員とし、本事件の解明、それから警備を含む反省すべき点、あるいは今後改善すべき点というものを調査分析いたしました。今後の参考に資することとを目的としたものでございまして、できるだけ早くこの作業を進めて今後の我々の対応に資したいと考えている次第でございます。

なお、テロの撲滅につきましては、昨年六月のリヨン・サミットにおきましてテロリズムに関する宣言が採択されておりました。我が国といたしましては、今回の事件を教訓に国際的なテロ対策について一層緊密に各国と協力していく考えでございます。

なお、本事件継続中、本委員会の先生方を初めとして多くの国会議員の先生方より励ましと御指導をいただいたことに對しまして、この場をかりて厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

ございました。

○矢野哲朗君 一言申し添えておきます。

在外公館の危機管理の甘さもこの事件発端の原因の一つだといふふうに指摘を受けているわけでありませうから、今後一切こういつたことが起きないように万全の構えで処してもらいたい、こう要望しておきます。

加えて、新防衛大綱で「テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施する」、こういうことで、改めて今回の新防衛大綱にテロリズムへの対応が明らかにされたわけでありませう。

もちろん、今回のような事件を二度と起こしてはいけないといふふうな前提でありますけれども、このような事件が起きた場合、平素からその対応について遺漏なきを期していくことは国家の安全保障上必要なことと考えております。

しからば、自衛隊としても可能な限りその能力を生かして協力をを行うべきと思っておりますけれども、大臣の所見をお伺いいたします。

○國務大臣(久間章生君) 新防衛大綱におきましては、今後の防衛力が果たすべき役割について、自衛隊の主たる任務であります我が国の防衛に加えて、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件を契機として、大規模災害等の事態における自衛隊の活動について期待が高まっていること等を踏まえまして、大規模災害等各種の事態への対応を新たな柱として掲げておるところでございます。

当庁といたしましても、テロ事件そのものに対応することは第一義的には警察機関の任務と承知しておりますけれども、その保有する装備や訓練等を通じて得た技能、経験を生かし、法令の定めに従い、関係機関と連携しつつ各種の事態に對し得る限りの対応をしていこう、そういうふうな思っております。

そういう意味では、今回のあのような事態も、またその後の推移等を参考にしながら十分に対応をし得るそういうような対応といたしまして心構えを持ちつつ、各部隊ともいろいろと検討を加えるんじゃないかと思っております。

○矢野哲朗君 それでは、先日成立をいたしました駐留軍用地特別措置法について質問をさせていただきます。

四月二十三日ですから昨日ですか、公布され、施行されたということでありませうから、実際に効力を生じている法律になったということだと思います。内閣を先頭として、そして所管大臣であります久間防衛庁長官は大変な御尽力、リーダーシップを発揮された、このことに対して私は敬意を申し上げます。そして、軍用地が無権原状態に陥る、また日米関係を損なう、そんなことが未然に防げたということは本当に我々としても責任を全うできたかな、こう考えております。

しかしながら、沖縄県の抱える問題というのは、過重な基地の負担、そして県民の心情と長期にわたる沖縄の苦難の歴史に思いをいたしますと、これらが本番だと考えるところであります。政治的課題がまだまだ山積している中で、最大の努力を払っていかねばいけないと思っております。

長官は、先日、県道一〇四号線越え射撃問題について解決すべく、精力的に各県知事とお会いになつて詰めの作業をされているようでありませう。先般、宮城県、大分県にも足を運ばれたというところでありますけれども、この一〇四号線越え射撃問題を含めまして、改めて沖縄の米軍基地問題に取り組み長官の御決意をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(久間章生君) 我が国の安全保障を確保していくために、我が国が適切な防衛力を整備すると同時に、日米安保条約による日米同盟関係を通じて、そのまた信頼の向上を図つて我が国の存立と独立を勝ち取つていかなきゃならないわけでございますけれども、そういう中におきまし

て我が国の義務を果たすという事はやはり大事なことでございます。それだけに、施設・区域の提供に当たりまして無権原状態になるということはどうしても避けなければならぬ。しかしながら、諸般の情勢から無権原になるという状況ができてきたが、当院におかれましては、そのような状況の中であつたように特措法を成立させていただきまして、ただただ感謝申し上げたいのみでございます。

しかし、法律はそういうふうにできましたけれども、要は沖繩の方々がこれまで背負つてこられた、また今も背負い続けられる基地が沖繩に集中しているという問題については、私どもとしてもできるだけ減らしていかなければならない。そのためには、幾らかなりとも本土の方で受け持つてもらふことがあるものについてはそれをやっつけていかなきゃならないということで、SACOの最終報告をまとめさせていただきましたときに、岩国へのKC130の移転でありますとか、県道一〇四号線越えの射撃をやめるとか、そういうことについて触れさせていただいたわけでございます。

あのように法律を通させていただいただけに、SACOの最終報告で決められました問題についてはぜひ本土の皆さん方に背負っていただきたいということでお願いをしてまいりました。なかなかもろ手を挙げて賛成というわけにはまいらないけれども、幸いにやむを得ないというお気持ちになつていただきました。一応一〇四号線越えにつきましても、各地区で何とか実施できるような体制ができてきております。また、KC130についても、山口の知事さんが昨日お見えになりました。容認するということをはつきりと申されました。大変ありがたいことだと思つております。

しかし、これで沖繩の問題が全部解決したわけじゃございません。それ以外のSACOで掲げました問題等もまだ残つておるわけでございますので、それらの実現に向かつて全力を挙げ、そうい

う解決を通しながら政府としても沖繩の問題について着実に一歩一歩やつていっているんだ、そういうこととお見せしながら、それと同時に、SACOの最終報告をやつたからといってこれがまだ終わるわけじゃございませんので、まだいろいろこれから取り組まなければなりません、少なくともSACOの最終報告をまずなす遂げるといふのが私どもに今与えられた責務であると思つてこれから先も取り組んでいこうと思つているところでございます。

○矢野哲朗君 一〇四号線越えの演習については本土移転がほぼ可能になつたということではないわけでありませぬ。ちよつと確認をさせていただき

○政府委員(諸富増夫君) 先生御質問のように、きのうまでの段階で五つの演習場につきましては地元の一定の理解が全部得られたということ、私ども平成九年度中に一〇四号線越え射撃の移転を整々といひたい、このように考えているところでございます。

○矢野哲朗君 なかなかニュースというのは広がりませんのであります。私の記憶するところによると、演習期間は大体一カ月ですか、総演習期間がそれを五カ所に分けるといふことになるから、ほぼ一カ所一週間ぐらいになるんですかね。その辺について、広く国民に現状はこうなんだというところを知つてもらふような努力もあわせてやつていただきたいなと思つておりますけれども、いかがですか。

○政府委員(諸富増夫君) 現在、沖繩で行われておりますいわゆる演習は年間約三十五日でございます。一応一回当たり射撃の日数は十日間、もちろん前後の事前準備とか撤収等でございますから、そういうことを入れますと実際は二十数日ぐらゐになります。演習時間は十日間、そして年間四回ということで、地元の各演習場の住民の方々の初め関係の方々は十分そういう点を御説明いたしました。それで、何とか沖繩の負担を軽減していただくという観点から御理解をいただきたい

いうことで今まで御説明をいたしまして、そういう私どもの説明をようやく理解していただいて昨日の経過がたまたまというふうに理解しておるところでございます。

○矢野哲朗君 ところで、今財政構造改革が喫緊の課題だ。日本の財政事情が大変厳しいという中で、この防衛関連予算も例外ではないというふうな指摘を受けているわけでありませぬ。しかしながら、今回の防衛庁設置法の一部改正、即ち予備自衛官の導入、そして新防衛大綱の中では二万人の陸上自衛隊の削減、ですから防衛関係の予算を精査してみると、既にリストラが始まつてい

ると同時に、防衛力の整備というのには一朝一夕にできるものではありません。長年積み重ねて一つの体制を整備できる、こういうことから考えても、防衛費の急激な抑制は大変難しいものがあるのではないのかと考えるところでありませぬ。

しかしながら、財政構造改革会議では、中期防の縮減または期間の延長、加えて当面の防衛費の抑制の検討、こういうことを打ち出しているわけでありませぬけれども、どのような姿勢でこの財政構造改革に臨まれるのか、長官の所見をお伺い申し上げます。

○国務大臣(久間章生君) 先般も財政構造改革会議が開かれまして、各省庁から大臣がそれぞれ呼ばれて意見を述べられたわけでございませぬ。

そのときに申し上げたわけでございませぬけれども、私も、こういう財政の状況が厳しい折から、聖域なき見直しという御趣旨にはもちろん賛成でございますし、従つていかなきゃならないわけでございますが、ただ単にほかの公共事業と同じように五カ年計画を六年、七年あるいは八年にしようという期間を延ばすと言われましても、実は防衛大綱をつくるに当たってはまたその後の中期防をまとめるに当たって、財政が非常に厳しいという状況の中でそれをやつてきた、そういうこ

とでさらに三年目の末には見直しもするという規定まで入れてやつてきた。ということは、裏を返しますと、それぐらい厳しさが増しておるといふことを認識した上でまずやつたということでありませぬ。

それと同時に、ほかの計画、公共事業の計画と違ひますのは、中期防の場合には人件費とか糧食費とかそういうのも全部入れている五カ年計画でございます。五年分の人件費を六年、七年で私おうな人という五カ年計画を七カ年計画にするというふうな単純なことはできないということが一つございます。

それから、今発注しましても、これを三年、四年、五年と五年ぐらゐにわたつて経費を支出します、言うなれば債務負担行為をやつていく。初年度においては非常に少ない。そうしますと、八年、九年、そういう分につきましては契約でもう既に出ていふ分があります。あるいはまた、その前に出た分が八年度、九年度、十年度というふうにいわれる後年度の負担で決まつてしまつていふものがございます。そうなりますと、これから先、切り詰めようとしても、そういうのを除いてしまつた分しかできない。人件費、糧食費だけで全体の予算の四割を占めてしまつておる。そうなるべくと、全く自由裁量になる部分は限られていふんです。そういうことを御説明申し上げます。いわゆる単純に五カ年を七カ年、八カ年に延ばせばいいとか、そういうものもちよつと性質が違ふということも申し上げさせていただきます。

これから先、そういうような議論も踏まえ、また財政構造改革会議におかれましても安全保障の観点からの配慮を十分に加へつたこととをちゃんと申されております。そういうことと兼ね合いをしながら、私どもも企画委員会等である御議論されるのを踏まえまして内部でも十分検討して、防衛費のあり方についても財政が厳し

いというの十分念頭に置きながら努力してまいるということをお願いして、このところでございます。

○矢野哲朗君 今、長官がおっしゃったとおり、そんなに柔軟性がないんですよ、防衛庁の予算はと。この四割がもう固定費、人件費、糧食費だ。そして、前年度の、今までの負担、ツケ回しを払っている分も相当あるんですよ。歳出化経費としてそれは計上してありますよというふうなこのあり方を、本当にもっと大臣みずからというんですか、もう少し国民にわかりやすく説明する方法はないかなと思うんですね。今までの防衛関連予算というのは、どちらかというと国会の審議の中でも何か余り見えにくい。私も先般、次官を務めさせていただいたけれども、なおかつ全容はまだ把握し切っていない状態でありました。

しかしながら、それと同様に国民の間ではどこまでわかっているのかな。この四割ぐらいのツケ回しをちゃんとやっているんですよ。ですから、全く自由裁量というのではないんだというふうなことを安易に理解してもらえないような方法が何かないものかと思いますが、その辺での御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) 確かに皆さん方から見ますとわかりにくい点があるかと思っております。私自身、防衛庁長官になりましたが、暮れの予算編成でございました。総理からは、防衛費についても例外でないんだからとにかく削減といいますが、見直しを頼むぞと言われまして、自分なりにできるだけ切り詰めてみようと思つて各局の予算をもう一回改めて見てみました。

しかしながら、本当に動かせる分野というのはほとんどないわけでございます。今言いましたように人件費、糧食費もそうでございます。使途が決まればそれに伴う人件費が決まっています。あるいはまた、それに伴って糧食費も決まっています。それと同時に、訓練経費につきましても、一定の訓練をやらなければならぬわけでございますから、その訓練に伴う経費も自動的に決まっ

てまいります。あるいはまた、基地の対策費にしましても、防音対策その他、これだつてまだまだおかれている点がございます。これもとにかく大体横ばいでやるのがもう精いっぱいでございます。そしてまた、駐留軍経費につきましても、人件費等その他、きちつと出すべきものは協定で決まっております。

そうなつてまいりますと、暮れの予算編成のときにパーセンテージを落とせとせとせと言われて、こちらも落とさなにかぬと思つて一生懸命やってみますけれども、なかなかそういう自由裁量の場所が本当にもうないわけでございます。

そこで、もうやむを得ず、本来ならば企業等へ去年あるいはおとし発注してしまつて、平成九年度に支払いを約束しておる。ことは払わなければならぬというものを待つてくたさい、金利だけはつきますから、来年以降にしてくださいというので、そういう数字を六百七億も繰り延べたわけでございます。

本来のあり方からいえば、約束していることを政府が待つてくれということでは先へ送るわけでございますから大変なことでございますが、それは企業等にもこういう事情であるからということで御理解を得たわけでございますけれども、これとて後年度にまた負担が来るわけでございます。そういうことを考えますと、大変厳しい状況にあるというのをぜひ先生方にも知っていただきたいし、また国会の場を通じて国民の皆さん方にも知っていただきたい。

決してせいでなく、ふんだんな予算を使っているんじゃないんだということはどういうふうにしてたら知つていただけるのか、大変苦慮しておるところでございますので、また国会の御論議等も踏まえながら、どういう形でそういうようなPRといひますか御理解を賜ることができるか、そういう方法について研究させていただきたいと思つて次第でございます。

○矢野哲朗君 今、長官みずから御指摘されましたその延べ払いであります、その辺での深刻さというものは防衛庁関係者並びに企業関係者の方々は大変だということは承知をしているところかもしれないけれども、その辺だつて一般の方にはほとんど知らないんですよ。

例えさせていただきますと、延べ払いをさせてもらうというのは要するに切つていた手形をジャンプすることですね。経済界で手形のジャンプというのには不信を抱くまず第一歩なんです。もしかすると、手形のジャンプなんてやると銀行融資がストップされるかもしれないという状況であります。国がそんな状況にあるということも果たしてどれだけの人が知っているのか。この深刻さはほとんど知らないと思うんですね。しかも、六百億余の金額であります。

その点でも、私はこの深刻な状態をもう少し国民レベルで承知してもらうような努力が足りないんじゃないかと思つております。こんな状況ですというのをひとつ真剣に訴えてもらいたい、これは企業の方々にも私はお願いをさせていたたこうと、こんな気持ちでいるんですよ。

それと同時に、先般、村山内閣のもとでつくられた予算が大変厳しい予算であつたということから、演習も幾つかストップしたという経緯がありました。引き続きまだ演習のすべてが回復してないというふうな状況にあるかと思つております。しかしながら、隊員の士気の高揚、練度の維持はまさに演習があつて初めてなし得る技だ、この私は考えるのでありますけれども、演習もストップせざるを得ないというその辺の状況を改めてひとつ御説明いただきたいと思つております。

○国務大臣(久間章生君) 説明になりますかどうかわかりませんが、今度の予算のいろいろな話をすると、やれ大きな弾が一発幾らするかというふうな話から始まりまして、大きな弾は一発で幾らするために実弾を使わないで、大きな弾に変えてしのいだとか、いろんな苦勞話も聞くにつけ、本当に厳しいなということも改めて私自身感じながら、こういうふうな形で、それは発射の

準備その他ですけれども、練度を保つていくにはなかなか大変なんだな。しかし、予算が厳しいからそういう中でやりくりをしているんだなということまで内部では議論もさせていただいておるわけでございます。

そういうふうな訓練経費についても、平成七年度ぐらいでんと落ちましたものを少しづつ回復しながら、ようやく何とかが練度がその当時の水準まで戻つてきたのかなと、そういうふうなことを今言つておるところでございますので、どうかひとつそういう実情等についても知つていただいで、またいろんな方面へ御風声賜れば大変ありがたいと思つておるわけでございます。

○矢野哲朗君 もうちょっと言及させていただきますと思うのでありますけれども、私もびっくりしたんです。というのは、この普通科部隊、いわゆる歩兵の皆さんが一年間に演習で何発の弾が配給されるのかなと私なりに調べていただいた経緯がございました。歩兵の所持するカービン銃ですが、これは一分間で何百発という弾が出る銃だと思つておる。ところが、一分間に何百発も出る銃に対して、演習も含めて一年間何発ぐらゐの弾が配給されるんだらうと、こういうことであります。

粟訓練局長もいらつしゃつておるようでありますから、正確な答えをお願いいたします。○国務大臣(久間章生君) もしそういう中身についてどうもというのなら事務的に準備させていただきますけれども、正直言いますと、そういう状況の中でも一生懸命訓練しておるわけでございます。今ここで、やれ弾が何発だというふうなことを申し上げるわけにもまもらないわけでございますが、非常に厳しい状況にあるということについては重ねて申し上げます。

弾のことは言いませんけれども、例えば高速道路を使うと非常に料金がかかるから下の国道を走つていくとか、行くには国道よりも高速道路を走つた方が目につかないからとか、そういうふうなことをするいろいろ各部隊では、どちらが安く

つか高くつくかそれを一々考えるぐらい非常に  
厳しい状況にあるわけでございますので、委員が  
今言われたことについてもそう大きい違いはない  
と思いますけれども、ここで具体的にそういう弾  
の数まで申し上げさせていただくのはいささか  
ちよつと、また士気にも影響いたしますので御勘  
弁願いたいと思います。

○矢野哲朗君 わかりました。あえて言及はいた  
しません。

しかしながら、決して胸を張って言えた数字  
じゃないということは事実なのであります。です  
から、その点も問題視して、まさにこういう現状  
にあるんだということをあえて長官初め防衛庁の  
皆さんは広く訴えていただきたい。そうじゃない  
と、財政構造改革会議では聖域がないということ  
ですが、今まで聖域どころか一歩も二歩も退いて  
予算化してきたんですよ。それを前提として、前  
提をよとしてそこからまた引つ込むんだという  
ふうな話になったんじゃとんでもない話だと私は  
考えるんです。

今の財政下で踏ん張るのは大変だと思ふんでは  
よ。しかしながら、要するに現状がよかつたんだ  
という前提の中で、じゃそれから何%引くんだと  
いうふうな話はナンセンスだと、このことだけは  
ひとつ長官初め皆さんが認識して対応してもらい  
たい。あえてその辺を強調したいがために弾何  
発、こういうふうな話を出させていたただいたので  
あります。

士気に影響があるということでありまして、  
あえて言及はいたしません。しかしながら、大変  
恥づかしい数字だということは事実でありますか  
ら、それを前提に、来年度予算にもそろそろか  
かっていくわけでありまして、ひとつつ全力を挙  
げて確保していただきたいと思ひます。

そのことをお願ひすると同時に、先ほどS A C  
O関連の事業を今後展開していかなければいけな  
い、それが沖縄県民に対する我々の努力だと、こ  
ういうふうなことを言明されたわけでありまして  
けれども、このS A C Oの予算は果たしてどうい

ふうな予算措置をされるのか、これは考え方は非  
常に重大だと思ふのであります。

今般、平成九年度の予算では補正予算も含めて  
百三十億ぐらいだったんですかね。二分割して、  
従来の予算の中に沖縄関連ということの一部計上  
されたわけでありまして、今後ますますS  
A C O関連の予算は増大していくと思ふんです。  
今わかっている中で全体予算としてどのぐらいな  
のか、ちよつとお聞きをさせていただきたいと思  
ひます。

○政府委員(諸富増夫君) S A C O全体の関連経  
費の総額の御質問でございますが、現段階ではま  
だ具体的な計画が固まっておられないものもござい  
ます。また、例えば普天間飛行場の移設にかかわ  
る経費等につきましては、ようやく地元名護市及  
び沖縄県あるいは漁連等の御協力を得まして基本  
調査に入ることが了解されております。したが  
いまして、こういう基本調査をこれから実施いたし  
まして、具体的にどういう海域でどういう工法で  
やたらいいのか、こういうことをこれから十二  
月までかけて検討していくわけでございます。

その上で、例えば名護市沖につくります海上施  
設については大体どのぐらいの出で出てまい  
ります。それ以外にもS A C O関連事業としては  
十事業ほどございまして、こういうものにつつま  
しても米側との調整、あるいは県内移設でござい  
ますので地元とのそういう調整を踏まえながらこ  
れから計画をつくらせていただくということで、  
申しわけございませんが、現段階で全体計画ある  
いはそれに伴う経費がどのぐらいかということ  
まだ申し上げられる段階ではないということ御  
理解をいただきたいと思ひます。

○矢野哲朗君 その辺も、沖縄県民の痛みという  
ものを考えたときには、大枠こんなことで我々は  
考えているんだよ、事業はこれとこれとこれだ  
と、総予算についてはこんな予算になりますよと  
いうふうな一つの骨格づくり、青写真づくりが急  
務だと思ひます。それでもって、我々としても前  
向きにこの問題について取り組んでいられるんだとい

う姿勢がより具体化するという点で、ぜひその点  
での早急な検討並びに結論をひとつ出していただ  
きたいと強く要望しておきます。

改めて、長官、これまたS A C Oの問題につ  
いても本当に膨大な予算が必要なんです。ですから、  
そんな中で一緒にされてまた削減だなんだとい  
う話になるともんでもない話になってしま  
います。

くどいようでありまして、今後の予算措  
置についても一度長官の決意のほどを確認させ  
ていただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 昨年も概算要求段階の  
ときに与党の三党で、S A C O経費については言  
うなれば別途措置するというのが言われまし  
た。そして、十二月の予算編成のときにもいろ  
い議論はございましたけれども、もう時間的にか  
なり迫っておりますし、防衛庁の予算要求の形  
にいたわけてございます。S A C Oは一方では確  
実に実施していかなければならないということも  
ございまして、いわゆる事項立てということ、今  
までのいわゆる防衛関係費とは別枠で計上させて  
いただいたわけでございます。

これから先、夏に向かつて概算要求をまたやっ  
ていくわけでございますけれども、その過程にお  
きまして、あるいはまた今度の財政構造改革会  
議においても、S A C O関連事業についてはその  
確実な実施を要するということを前提にして議論が  
されておりますだけに、この問題についてはまた  
別途きちつとした形で処理されるべきものじゃな  
いかと私どもの方では見ております。

これから先の議論の中でまたそういうのがどう  
いうふうな議論されていきますか、私も注  
意深くやりながら、でき得れば今までも同じよう  
に、これについては別途、中期防の中にも入っ  
ていないわけでございますから、そういう形で処理  
をしていくべきものじゃないかというふう  
におおるわけでございます。

特措法で一つの大きな防衛関連の懸案が解決で  
きたかなということでありまして、私は次  
に閣内閣でガイドラインに対する検討というこ  
とが出てこようと思ふのであります。今後、日米  
間の協力の円滑化、促進を図る上で極めて重要な  
案件だと考えるわけでありまして、このガ  
イドライン見直しに取り組みに当たれば基本  
的哲学なんかもひとつ聞かせていただこうと思  
ひます。

○国務大臣(久間章生君) 基本的哲学というわけ  
ではございませんけれども、御承知のとおり現在  
のガイドラインは二十年ほど前につくられたわけ  
でございます。しかも、東西の対立が非常に激し  
かつた冷戦構造下におけるガイドラインでござい  
ます。しかしながら、その後冷戦が終りまし  
て、我が国を取り巻く状況等も変わってまいりま  
した。米ソ対立という二大陣営の中にもありまし  
た。当時とは違つてまいつたわけでございます。その  
反面、アジア太平洋地域においては非常にまだ不  
確実、不透明な問題がございまして、必ずしも安  
定的な環境が構築されたとは言えないような状況  
でございます。

そういう意味で、日米安保条約、それに基づく  
日米関係をもう一回見直してみたと、日米安  
保条約というのはやはり必要じゃないか。むしろ、  
日米安保条約を通ずる日米関係が非常に緊密  
に作用してきた、そしてこれから先もそれが作用  
することが日米にとつてもプラスであると同時に  
アジア太平洋地域でも非常にプラスである、そう  
いうようなことが再認識されまして、いわゆるク  
リントン大統領と橋本総理との四月の会談にな  
つたわけでございます。

そうなつてくると、二十年前につくられたガイ  
ドラインをもう一回きつちつとここで見詰め直して  
みて、現在時点でもつとちゃんと機能して、日米  
の信頼関係がもつと醸成されていっただけな  
じゃないかということで見直そうというこ  
とになりまして、そして今年の秋までにこれを見

直そうということで今作業が進められておるわけでございます。

しかしながら、そうはいいいながらも、このガイドラインというのが日米の安保条約を変えるものでもないし、また近隣諸国と敵対するものでもありません。むしろ、現在の平和が続いておる、アジア太平洋地域で平和が保たれておる、このことによつて日米間だけではなくてアジア太平洋地域のほかの国々までが平和の中で経済発展を遂げておる、こういうことにプラスするんだということ、をさちつと見据えながらやつていく必要があります。

そのためには、日米安保条約だけではなくて日本国憲法の枠内でやるんだということ、それで日米安保条約を拡大するものでもないんだということとを近隣諸国にもちゃんと知つてもらつた中でやつていくべきじゃないか。そして、それは近隣諸国に知つてもらつただけじゃなくて、もちろんその前提として我が国内の国民の皆さん方にも知つてもらつて、国会でも議論してもらつて、そういう中でオープンにしながら、こういう形で日米がきちつと協力していくんですよということを示していこうということ、そのためにはできるだけ早く中間取りまとめみたいなことをやつて、国会の議論もまたお聞きしてさらに詰めていけばいいと思います。五月の中旬過ぎには一つの示せるような中間取りまとめができたらいと思ひまして、今一生懸命そういうような作業をやらせていただいております。

基本的哲学と言われましても、哲学になつたかどうかはわかりませんが、私どもとしては、今言いましたように、こういう平和を維持していく今までのようなものではないし、ただ日米関係の信頼の中に立つてこういう平和が保たれてきた、そしてそれがアジア太平洋地域にとつてもプラスだった、そういうような認識のもとでぜひさらにいいものにしていきたいというふうな気持ちでやっておるということについて御理解していただければありがたいと思つておるわけ

でございます。

○矢野哲朗君 ところで、ガイドラインは三項であるんですかね。日本が直接侵略を受けたときの日米の協力体制、これについてはもう十分検討済みであるし、今後もしそれに準じて検討されて一つのしかるべき答えが出てくるのかな、こう思うわけでありませうけれども、ただいま長官御指摘のアジア全般における安全が確保できることによつてアジアの経済的發展も期すことができるんだ、まさにそのとおりだと思つております。

しからば、ガイドライン三項に属する問題、加えて未然に衝突を防ぐべくお互いにどこまで協力できるかというのはガイドラインの二項だったですか一項ですか、どちらでしたか。要するに、アジアの平和を維持するためにお互いどこまで協力できるかというのはガイドラインの一項でしたか、一項ですね。ですから、一項と三項に関連してくるのかなと思つておりますけれども、特にガイドライン三項についてはいろんな問題があるということであつても私も表現させてもらつたけれども、なかなか検討が進まなかつた現実があつたと思つておる。しかし、このことについては避けて通れない話になつてきたわけでありませう。

ケーススタディーじゃないけれども、そういう大事例ごとに検討を進めていくと非常にグレーな部分が多くなつてくる。つまり、集団自衛権を含めてどう対処していくんだという話にもなつていくと思つておる。ですから、これは本当に深刻な話になつてくると思つておる。

ですから、その辺について今まで検討できなかった。しかし、今の長官の話からしても、今後我々として何ができるんだということも検討しなければいけない。五月に中間報告、秋口までに結論といふことになると、その辺の対応方をどう考へていくのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(秋山昌廣君) ただいま大臣からも御説明がありましたように、現行のガイドラインが既に二十年たつておるといふようなことも踏まえて見直しをやつておるわけでございます。

れども、御質問にもございましたように三つの項目がございます。

最初の項目は平素から行つた協力ということで、これはいわば紛争が起らないようにあるいは対立が起らないように、いろいろな防衛協力にとどまりませう、防衛交流、安保対話、P K O 活動、いろんな形で平素からの協力というものを日米間でも今議論しているわけでございます。この点も我々非常に重要だと考えているわけでございます。

第二項は我が国に対する武力侵攻についての対処行動等ということでございますが、これは現行ガイドラインでもかなりきちんと言つたものになつております。我が国にとつて、あるいは防衛庁、自衛隊にとりまして、我が国を守るといふことがもちろん基本でございますので、ガイドラインにおきましてもこの第二項という部分は中核であるという認識を持つて今さらに議論を深めておるところでございます。

お尋ねの第三項につきましては、我が国周辺地域において起り得る重要な事態で我が国の平和と安定に影響をもたらし、そういう場合の日米間の協力ということでございます。これは確かに現行のガイドラインにあるわけでございますけれども、実はそれを踏まえたいろいろな研究というものが十分でなかつたというのには御指摘のとおりでございます。アジア太平洋地域の安定、そしてそれが日本の平和と安定に影響を持つておるといふ視点から、現在新しい問題も含めていろいろ議論をしていくというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、大臣から答弁がございましたように、この日米の政府間での作業は、日本国憲法の枠内にあるいは現行の日米安保条約の権利義務を変更するものではない、そういう前提でやつておる。そして、具体的なケースを考えてやつておる。という問題が出てくるだろうという御指摘につきましても、特定の事態を想定して我々やつておるわけはございませんが、いろいろ議論の過

程でクリアしなければならぬ問題は確かにございます。しかしながら、我々は憲法の範囲内というところでこの作業をなし遂げたいというふうにご考へておるところでございます。

○矢野哲朗君 余りにもさわやかな答弁なものだから、どうも私ほんんと聞き得ないようなところがあるんだけれども、避けて通れないものはぜひ問題提起していただきたい。

私はこの防衛論議というものをさかのぼつて見てまいりますと、本当にこころ、三年の変貌ぶりというのには物すごいものがあると思ひます。今回の国会でも防衛庁関連の二つの法案が提出され、提出したその国会で二つとも成立したと思ひます。一昨年ですが、修正を加えた法案で海外邦人の救出に自衛隊機を使おう、あれが相当な期間を経過して成立したという話がついこの間の話だつたと思つておる。ですから、まともなまじめに審議できる国会の場ができた、私はそういうふうに変貌ぶりを評価したいんです。

今までもやもすると思ひましたらどうなんだろうなというふうな懸念材料も思い切りこの審議の材料として出していただきたい。そして、一般質疑をどんどんやりながら、防衛はどうあるべしということとを国民に関心を持つていただく、そういう場がそろそろできかけているんじゃないかな、私はこう考へております。

ですから、もう少し泥臭くと言つたら表現はおかしいかもしれなけれども、防衛局長の話なんかももう少しおもしろおもしろくやつてくれないなかなかなか国民は理解してくれないんですよ。その辺、これから本当にこの国会の場、特にこの内閣委員会で、私は委員長にもお願いしたいのでありますけれども、ぜひ防衛関連の一般質疑をやつていただきたいな、そういう中に非常に国民の関心をおこすところがあるんでないかなと思つておる。私には考えますので、ガイドラインを含めてひとついろいろな材料を提供していただきたい。なおかつ、そういう機会をぜひ委員長におつくりいただきたい

いなどお願いを申し上げたいと思います。  
関連ばかりやって本題になかなか入れられないので、残された時間、今回の即応予備自衛官についてお伺いをいたします。

繰り返すようでありませぬけれども、スリム化、コンパクト化の一環でこの即応予備自衛官の制度を導入するんだ、このことは間違いない事実だと思っております。今までは予備自衛官という制度があつたわけでありませぬけれども、それとどういふふうな整合性を図っていくのか、加えて災害にも対応しますよ、緊急な場合いつでも招集しますよという中で、年間三十日ぐらゐの演習で果たしてそれだけの対応力があるのかなと、もろもろのことを考えて心配をするわけでありませぬけれども、その辺のお考えをひとつ整理して答弁いただきたいと思います。

○政府委員(秋山昌廣君) 予備自衛官と即応予備自衛官のことについての御質問であつたかと思ひますけれども、いずれも非常勤の自衛隊員として招集を受けて出頭することにより自衛官となつて勤務するという点では変わりがございませぬ。

しかし、陸上自衛隊の現行の予備自衛官は、従来から陸上防衛力の基本的な枠組みとは別個の人的勢力といたしまして、防衛招集が行われた場合において陸上自衛隊の体制を補完するため確保されているというものであるのに対して、今般導入しようとしております即応予備自衛官は、防衛大綱において示された陸上自衛隊の体制において、編成定数により示された陸上防衛力の基本的な枠組みの一部と位置づけられている点、この点が基本的に大きな違いでございませぬ。

具体的に申し上げますと、現在の予備自衛官が常備自衛官の部隊の防衛出動に当たりこれを適切に補完するため後方地域等の警備、後方支援等の任務に当たるのに対して、即応予備自衛官は招集を受けて自衛官となつた場合においてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する、そして当該部隊は常備自衛官により編成される部隊とともに師団等の作戦地域において行動す

るといふ点が第一点でございませぬ。

第二点目は、今御質問にもございましたが、予備自衛官はあくまで防衛出動時における常備自衛官の補完のためのものでありまして、それ以外には招集されることはないわけではございませぬけれども、即応予備自衛官につきましては、先ほど申し上げました基本的な考え方からいたしまして、陸上自衛隊が主として行動することが想定されるものとして、防衛出動のほかには治安出動あるいは災害派遣、地震防災派遣といったいわゆる平時に際しても招集されて任務につくという点が第二点でございませぬ。

第三点目は、今御指摘がございましたけれども、運用構想の中で現行の予備自衛官の訓練が一年を通じて二十日を超えないものと、実際には非常に少ないわけではございませぬけれども、今回の即応予備自衛官につきましては一年を通じて三十日を超えない範囲内で総理府令で定める、しかも総理府令では三十日ということにしようという考え方でございませぬ。そういう点が違つていられるわけではございませぬ。

○矢野哲朗君 率直にお伺いします。  
一万五千人の即応予備自衛官が整備された段階で、現職隊員との経費の差は幾らありますか。人件費、糧食費の経費の差は一々どのぐらいになりますか。

○国務大臣(久間章生君) 経費の差といひましても、階級なり人的構成がいろいろ違ひますので、一概にどの人たちがどういふふうによめて、そのかわりを即応予備自衛官でどういふ形で補充するか、やめる人の階級階層、それと新しく募集した埋める人の組み合わせが違つてきますだけに、もし平成九年度で一万五千人を全部対応させたからといつて幾らという数字は出てこないと思ひます。

ただ、粗っぽい数字で一人頭に換算したら、常備自衛官と即応予備自衛官だつたら企業にやる金もひつくるめてプラス・マイナスで幾らになるか、そういう計算ならば事務方としてできると思

いますけれども、トータルとして一万五千人がどうなるかというものは、今年度のものについてなら言えるかもしれませんが、全体の構成がまだ決まっていますので、トータルとしては出てこないんじゃないかと思ひます。

○矢野哲朗君 コンパクト化のためにやるんだよというのが一つの目的です。ですから、詳細の数字じゃなくて、あらあらこんな経費が削減できま

すよというふうな一つの目標はないのかな。  
○政府委員(秋山昌廣君) 現行の自衛官を即応予備自衛官にかえることによりまして、一人当たりの経費を比較いたしますと、大体三分の一から三分の一を上回る程度になるような削減になるというふうな計算しております。

○矢野哲朗君 ですから、それがおおむねどのぐらいか。だから、掛ける一万五千で大体このぐらいの経費が削減できるとちよつと申つてくださいます。すぐ計算できるでしょう。

○政府委員(秋山昌廣君) 実は今、大臣からも答弁がありましたが、結局、自衛官の階級、年齢によりまして全部人件費が違つてございませぬ。したがって、全体としてどういふ計算になるのかということはいろんな仮定を置かまさんと計算できませんが、現状において一人当たりの経費がかなり下がるといふふうには見積もつていられるとございませぬ。

○矢野哲朗君 そういう説明が国民的関心と呼ばないんです。だからだめなんです。

要するに、今回こういう制度を導入して、このぐらいの経費を削減するべく努力しているんですよというふうな話をしないとやっぱ国民的関心はわいてこないんです、長官。ここまで努力しているんだ、理解してくれ、こうやらないと、三分の一ぐらいの経費が削減できる予定でありますよんというふうな話では関心はわいてこないと思ひますよ。どうですか。

○政府委員(秋山昌廣君) 全く現在の階級構成を前提にいたしまして、それから充足率も一〇〇%ということをお前提にして単純計算いたしますと、

自衛官を即応予備自衛官に一万五千人切りかえることによつて約二百億円の削減になるという計算がございませぬ。

○矢野哲朗君 ですから、そういうことでこれだけ努力しているんだというのであれば、ああ防衛庁やっているんだなど、こうなるんですから、その辺をひとつやつてくださいますよ。お願いします。

それから、最後になりますけれども、空には補給本部があります。今回、陸の方の補給本部を新編することによつて陸と空が整備されたということになるわけでありませぬけれども、海の方がまだ整備されていない。この点での今後の展開を御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 海の方は御承知のとおり各部隊になつておりますから、陸あるいは空と比べますとちよつと整理がしにくい点もあるわけではございませぬ。したがって、確におつしやるとおり、海の方はちよつと違つじやないかと言われまは、これについては内部でこれから先検討しておると思ひますけれども、性格をやや異にしておるという点がございませぬ、すぐこれを海についても同じようによれるかどうか、これは内部で検討を要するものじゃないかといふふうには思つております。

○矢野哲朗君 以上で終わります。

○永野茂門君 最初に、ペルー人質事件の一応の解決について、外務省並びに防衛庁の御所見を承ります。

御所見を承るわけでありませぬが、その中で特に私がその所見の中に入れていただきたいことは、平和的手段の解決を追求しながら最終的に強硬手段をとつたということについてどういふように評価なさつておるかということが一つ、それから本件について、特に外務省は直接の当事者であつた関係で、大きい点だけで結構ですから、どういふような反省をお持ちになつたか、それから今後の展開についてどういふふうにご考へられているかという三つのことについて御所見を承りたいと思ひま

す。

○政府委員(川島裕君) お答え申し上げます。まず、本件は解決したわけでございますが、その間、人質のうちペルーの最高裁判局長の方一名、それから救出に当たられました部隊の軍人二名のとうとい命が犠牲になったことは大変残念でございます。心から弔意を表したいと思っております。

他方、その他の人質七十一名、日本人人質二十四名を含めまして、けがは若干されておられる方がおられますけれども、無事救出され、全体として救出作戦が成功した、事件がテロに屈することのない形で解決したことは喜ぶべきことであると思っております。そして、いわば絶妙な機会を捉えてこのように見事な救出作戦を実施したフジモリ大統領に心から感謝を表するということでございます。

それから、この間、大変多くの国にいろいろな形の支援をいただきましたので、こういういろいろな国に対しての謝意を表明するとともに、この解決のために示された国際社会の連帯と支持に謝意を表したいと思っております。

そこで、平和的解決の話でございます。

御承知のとおり、政府といたしましては、当初よりテロリズムには屈しない、他方、平和的解決をあくまで求める、この二つに沿ってやってきたわけでございます。テロに屈するということが、例えば釈放をすることかということであつたらば本件はとつて昔に終わったと思いたすけれども、そういうことではなくて、テロに屈せず、しかし平和的解決を目指すということは、これは結局のところ時間をかけてテロリスト側が主張を引付けめるのを待つというプロセスであるかと思うわけでございます。そこが生じないといずれはこういう今回のような作戦というものがなされるということもあるのかなというのが率直な感じでございます。その意味で、先ほども申しましたけれども、フジモリ大統領の綿密な作戦というものに本当に敬意を表する次第でございます。

反省についてお尋ねでございます。

これはまさに事件当初より私どもとしても意識をしておりました。それで、基本的には在外公館の警備というものは接受国側の責任であるということ、ウィーン条約にも出ておりますけれども、事実ペルー政府側の内務大臣も本件大使公邸占拠事件の責任をとって辞任された経緯がございます。

しかし、我が方としても、いろいろ徹底的に検証して反省すべき点をこれから洗いたいと思っております。何分これまでのところ、まさに責任者は青木大使以下警備の直接の担当者がみんな入つておりましたものから、これからその辺のプロセスを始めたいと思ひ、実は昨日、外務省内にこの事件の検証のための委員会を設置いたしました。できるだけ速やかにいろいろな点を洗つて、今後の教訓に生かしたいと思っております。二度と生じないようにしたいと思っております。

その中で、治安情勢の把握というものについて何ができたのか等の話、それから警備の問題、一義的には接受国の責任であるとしても、我が方としてなすべきことをしたのかしていないのかという点等についてきちんと検証したいと考えております。

○永野茂門君 反省点は十分検討していただいて、今後同じ過ちを繰り返さないようにぜひお願いしたいと思ひます。

防衛庁長官には、もしできましたならば、平和的手段によらずにこういう強硬手段によつてもいいというようなことについて閣議で討論されたことがあるかないか。これはお答えできない場合にはできないとおっしゃつていただいて結構でございます。

私、予算の総括質疑のときに、これ以上の質問は情勢微妙な折からやりませんと申し上げたのは実はその点でありまして、最後のところは武力によるものを得ないということになる可能性があるが総理はそういうことを御決意なさっておりますか

という質問を本当はしたかったところですが、やめたわけです。そういうようなことが閣議の中で、もちろんいろいろとお話は出たと思ひますが、取り上げる選択版としてちゃんと入れるというようなことは論議されたのでしょうか。その点だけでも結構でございますから、所見とともに承りたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 今回の事件があつた形を終了したというのは、確かに亡くなられた方もいらつしやいましたけれども、全体として見た場合には、大多数の方々が無事に救出されたこの事件が終わつたということは大変よかつたんじゃないかという率直な感じを持っております。

なお、今おつしやいました件につきましては、内部で議論はございません。

橋本総理がペルーの大統領と会つて帰られた後、そのときの報告がございました。私ははつきり覚えておりませんが、いろいろな話と話をされた。最終的にはペルーの大統領がやはり一義的には最後の責任を持つて対処されるんだというようなことを総理が言われまして、だれしもが黙つて聞いておつたのが記憶にあるような気がいたします。正確な言い方はどうだったかわかりませんが、自分とはかく信頼をしてペルーの大統領に任せようというふうな話をされたやに記憶しております。

○永野茂門君 次は、北朝鮮の問題について承りたいと思ひます。

御承知のように、最近の新聞報道で、韓国に亡命いたしました北朝鮮の黄善記の論文が各紙に一齐に報道されました。その中には、北朝鮮が戦争を起こすことにはあるまいなという生ぬるい考えというものは危険であるとか、十分対応を準備すべきであるというふうな警告を、またさらに北は核兵器、化学兵器あるいはロケット兵器、そういうものを使つて南を火の海に化すことができ、アメリカが介入すれば日本までも焦土に化すことができるというふうな、ある意味では威嚇と

もとれるような内容を含めた論文を、これは若干古い論文であつたようですが、発表されております。

もちろん、こういう論文について一々それに正直に対応する必要はないわけではあります。いろいろと私も考えていた、観察していた、あるいは情報を入れていた内容と重なる点もあつたとして、示唆に富む点もあると思ひます。これをどのように評価されるか、外務省並びに防衛庁長官の御所見を承りたいと思ひます。

○説明員(大島賢三君) 黄善記北朝鮮労働党元書記の亡命事件につきましては、二月十二日に発生をいたしました。去る四月二十日にソウル到着をもつて一応の決着を見た、こういうことでございます。本件については、関係諸国が国際的な慣例に従つて対処してきた結果がこういう形になつたというふうな理解しております。

そういうことで、本人の身柄が希望どおり韓国に移されたという意味においては一応の決着であるわけでございますが、黄善記の地位並びに彼が知り得ているであろういろいろな情報等からしまして、そのより広い意味合い、影響ということからいたしますと、まだまだこの事件というのは終わつていないというふうに見る方があつたは適当かもしれないというふうな考えをしております。

そういう意味で、いろいろ今後の情報入手、さらに黄善記をめぐる展開についても細心の注意を払つてフォローしていきたいと思っております。

いわゆる雑誌、新聞等に報じられております黄善記の論文についてでございます。

黄善記が対外的に発表したもので明確に本人のものであるということがわかつておりますのは北京におきます亡命申請書、それからソウルに到着した際の到着声明、この辺はもちろん本人のものというところであるわけですが、いわゆる論文、マスコミ等に載つております論文については、もちろん我々も詳細にフォローはいたしておりますが、その真偽も含めまして事実関係については必

ずしも十分明確でない部分もあるということだと思ひます。

そういう留保を付した上で申し上げますと、そういう外に出たものを見ますと幾つかの部分があるわけでございます。北朝鮮の内部情勢に関する記述、それから本人の亡命に至る動機あるいはその意図に関する記述、それから韓国の政府あるいは韓国の国民あるいはさらに広く国際社会に対して向けられた訴え、忠告あるいは警告といったような性格のもの、いろいろなのが内容的に含まれていると思ひます。

今、永野先生の方から、非常に示唆に富む部分もあるのではないかと、ほかのソースからいろいろ知り得ている情報と重複する部分もあるのではないかと御指摘がございました。私どももそういうふうにご覧になっておられますけれども、この点につきましては、今後さらに本件をめぐります情勢の展開もあり得るといふことを頭に置きながら注意深くフォローしていきたい、こういうふうにご覧になっておられます。

○政府委員(山崎隆一郎君) ただいま外務省からも詳細な答弁がございましたが、一、二補足させていただきます。

防衛庁といたしましては、もちろん黄元書記の論文についての報道は承知しておりますが、その真偽を含めまして事実関係については確認できなく、コメントは差し控えたいわけでございます。

いずれにしても、先生も御案内のとおり、北朝鮮は極めて閉鎖的な体制をとっております。その実態は必ずしも明らかでございません。深刻な食糧不足等の経済困難に直面しているといふことはおおむね推定されるわけですが、他方、依然として軍事面でGNPの約二〇から二五％と言われているが、その国力を重点的に軍事面に向けておると。しかも、ミサイルの長射程化の研究開発等の軍事力の近代化も図っていると見られております。さらに、約百万人の地上軍の約三分の二を非武装地帯に前方展開するなど即応態勢の

維持強化に努めているということでございます。やはりその動向については今後とも引き続き細心の注意を払ってまいりたい、そう考えております。

○永野茂門君 私自身、北朝鮮の動きについては、金日成以来、あるいは金正日に移りつつある時期の行動を見ていても、かなり乱暴な決定をする国である、こういうふうに見えておるわけであり。また、最近の米問題等を含めまして、あるいはKEDO等の交渉を含めまして、交渉のやり方についても非常に難しい相手である、こう見えておるわけであり。

両者に今お伺いしたかったのは、実はこれを通して、これを材料にして北朝鮮をどういうふうにするかという承りかたがあったわけであり、評価していくかということも承りかたがあったわけであり、判断をいたしまして、次の質問に移ります。

いずれにしても北朝鮮は非常に難しい国であります。これに対してどういうふうにするか、日本は対応していくのか。平和、安定的な状態を維持していくかというところは極めて大事であります。同時にそればかりに頼ることなく毅然たる態度でいろいろと折衝していかなくやいけない。しかも、日本は直接の国交を持たない中においてそういうことをちゃんとやっていかなくやいけないわけであり、対北朝鮮外交の基本的な考え方について我が国はどうかというふうに考えてやろうと思ひます。このかたということを外務省にお伺いしたいと思ひます。

○説明員(大島賢三君) 我が国にとりましては、もちろん朝鮮半島におきます平和と安定が保たれるということが最も重要であるわけでございます。北朝鮮の政権、体制につきましては、今御指摘ございましたように閉鎖的でもあり、我が国とはまだ国交もございませんし、なかなか難しい国であるという側面はぬぐえないわけでございます。

この平和と安定を保つていくために、やはり我々としては北朝鮮が一層国際社会に向けて開放

の方向に向かつていくこと、それから最も重要だと思ひますけれども、やはり三十八度線を含んで対峙しておるわけでございますので、この南北の關係がそういう状態から改善に向けていくこと、南北の對話が進められていくこと、それから北朝鮮自身がさらにより広く国際社会との對話の促進に向けて動いていく、こういう基本目標が重要であると思ひます。

これをどういうふうにするかというところでございまして、基本的にはまず現在のところは平和と安定を話し合うための四者会合の提案をめぐりましていろいろの交渉、駆け引きが行われておる状況でございます。この四者提案を我が国としても支持しておりますので、まずこれを慎重に見守る。それから、KEDOにつきましても、アメリカ、韓国とともに日本も理事国でございまして、積極的にこれに取り組んでいくところでございまして、それから、北朝鮮情勢を含みます朝鮮半島の情勢全般につきましては、日米韓の三國間で外務大臣レベルあるいは事務レベルを通じて随時密接に情報交換、意見交換、協議を行いつつ対応しているという状況でございます。

加えまして、ごく最近、韓国の外務部長官が訪日されましたが、その際に外務省間でも日韓間の安保對話というものをさらに強めていくということと原則合意がなされておりますので、こういうことも実施していくこととしております。

さらに、そういった二國間あるいは関係国同士の努力にとどまらず、地域レベルの話としましては、ASEAN地域フォーラムといったような場で信頼醸成、安全保障環境の安定とか改善のための話し合いも現に行われ、着実に進展を見せておるわけでございますので、我が国もこうした地域的なレベルでの外交努力を一層強化していきたいと思っております。

○永野茂門君 また黄書記の論文の引用をいたしますが、彼は米国も日本も北の内幕を全然知らないと思定してあります。もちろんこれを全くそのま

ま受け取るわけにはいかないわけでありまして、我々が日々防衛を全うし、そしてまた外交をやっている以上、必要な情報は掌握しながらやっていくということであり、必ずしも彼から見るとうまいように見えるということであらうと思ひます。

いずれにしても、我が国は毅然たる態度で、さらに深く北朝鮮の中をよく掌握して対応していくことが必要であると思ひます。その中で、軍事的な脅威につきましては、突如として起こる可能性があるとすることを忘れてはいけないのであります。突如として起こるものは、前回の質問のときにも申し上げましたけれども、一つはミサイルの攻撃であります。ミサイル攻撃というのは決心したらボタンを押せばいいのであって、平時において、御承知のとおり目標も決まっておりますし、それだけの兵器を展開しているわけであるし、その改善ももっているといふことでもあります。

とにかく何かあったら陸上戦力を動かすとか海上戦力を動かすとか一般の航空戦力を動かすとか、そういうことはいろいろと事前の兆候が非常にはっきりするし、それから準備に時間がかかると。陸海空によつてそれぞれの特色はありますけれども、とにかく時間の余裕がある程度あるわけです。ところが、このミサイルというやつは、まさにやろうと思つたときにボタンを押せばそれである。したがって、それに対する対応というのは、そういう事前の兆候をどういうふうにするかということ、それから対応する兵器体系をどうするかということ、それからちゃんとやらないと、火の海になることはないにしても、焦土になることはいけません。攻撃を受けて全く手の打ちやうがないといふような可能性があるわけでありま

す。そういう意味において、第一に、攻撃意図を早期に把握するためには、何といつてもいろいろな国との間の情報交換といふことが情報の流れを確保するといふこと、特にアメリカの情報は非常に大

事でありまして、もうもちろん措置されておるとおりでありますけれども、やはり最終的には我が国がそういうようなロングレンジの情報をみずから取得する手段を持つておく必要があると思うわけでありまして。

その意味で、本当は何種類かの偵察衛星を保有しておくべきであると思っておりますけれども、少なくとも一種類でもいいから偵察衛星をみずから保有するというのが極めて緊急の重要性を持つものではないか、こう私は思い続けておるわけでありまして。これについて防衛庁はどういうような見解をお持ちであるか伺います。

○政府委員(秋山昌廣君) 御指摘のありました点につきまして、我々も大変重要な問題であるという認識をしております。

いろいろな情報収集手段があるわけでございますけれども、ただいま委員からお話のありました点は、例えば偵察衛星からの情報収集体制、そういう体制を日本独自でも整備したかどうか、こういう点が一点、さらに現在どうしているのか、こういうことであろうかと思っております。

我が国が独自の偵察衛星を保有するという点につきましては、現在のところその構想ないし計画はございませんが、我々としても各国の利用動向等について十分注意深く見守っていきたいと思っておりますし、有力な情報収集手段の一つである偵察衛星につきましては従来から関心を有しているところでございます。同時に、現在、商業用ではございますけれども、かなり高いレベルの分解能衛星といったようなもの利用が可能になるといったような状況が出てきております。

防衛庁といたしましては、そういう情報収集システムをいろいろ多様化するという観点から、また非常に重要な情報収集システムでございますので、本件についても強い関心を持っておりまして、九年度の予算におきまして、そういう商業用ではございますけれども、かなり高い分解能衛星画像システムの処理、解析、そういうことが可能となるような支援システムの整備を行いたい

というところで、そういう方面でも力を入れていくところでございます。

○永野茂門君 時間がなくなってきましたので、ミサイルディフェンスについては省略いたします。

次に、日米安保というものをもちって我が国の防衛体制の中核に置いておるわけでありまして、こういう体制をとっていることがどういかに影響しているかということについて若干お伺いしたいと思います。

まず、我が国の防衛のために必要な軍力はいかなるものがあるわけでありまして、その中でアメリカに依存しているものは何と何でしようか、それをお願いいたします。

○政府委員(秋山昌廣君) 二年前に新しく改定されました防衛大綱におきまして、我が国の防衛に關し次のように述べております。

ちよつと順序を逆にいたしますけれども、「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする」。その前段に、我が国が「適切な規模の防衛力を保有するとともに、これを最も効果的に運用し得る態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安全保障体制と相まって、我が国に対する侵略の未然防止に努めることとする」とございまして。

これは、もう少しかみ砕いて申し上げますと、今後とも米国の同盟関係を継続し、その抑止力を我が国の安全保障のために有効に機能させることと、我が国みずからの適切な防衛力の保持とあわせ、すきのない体制を構築することによりまして我が国の安全を確保してまいりたいということでございます。

後段につきましては、したがって具体的にこれとこれということではございませんが、大まかな仕分けとしては、まさに今議論をしております日米防衛協力、つまりガイドラインの見直しの第二項の中で、その役割分担をある程度明確にし

てきているところでございます。

○永野茂門君 国民の皆さんは、アメリカ軍の戦力の存在は大量に存在する水であるとか空気があるとか、そういうふうな頭の中からはなくなつてしまつていられると言いますのは言い過ぎであります。ほとんど忘れておる状況だと私は見ます。

具体的に分解してみますと、今おっしゃった核抑止力でありまして、あるいは長距離の戦略情報収集能力でありますとか、あるいは相手国の領域内に対する攻撃力でありまして、あるいは周辺地域の防衛力のほとんどでありまして、あるいはいかにと広く言えば近隣国との共同作戦の能力につきましても、あるいはアジア太平洋地域の安定化能力という軍事力を担当している。そういうものは全部アメリカに依存しているということになりまして、日本が単独でやるとするならば、こういうものは持つていなきやいけない内容であります。

ところが、日本の国民の間では、繰り返しますが、こういうものはほとんど空気のように思っております。したがって、これのありがたさというものが十分には浮かんでこない。同時に、そういうことはアメリカに依存していればいんだという依存の気持ち非常に強くなつていっていることは、これはもう全く残念な状況でありますけれども、そうであると思うわけでありまして。そういうようなことで他国依存が自然であるものから、そしてそれは日本がとるべき今の方策であることは間違いないわけでありまして、したがって防衛意識も非常に低くなつてくる、こういうようなマイナスマスを同時に持つておると思うわけ

です。したがって、これに対して我々もつと国民を啓蒙し、国民に考えてもらい、そして防衛意識を高揚するとともに、日米共同はいかにあるべきかと。それによつて初めて、今言つたような日本の防衛に必要な、あるいはアジアの安定、平和に必要な力というのはこういうものがあるんだと。それを米国が提供しているし、日本はそれに対して

共同しなきゃいけないんだというようなことをもつと強く理解してもらつて、説得といいますが、アピールをやらなきゃいけないと私は特に考えるものであります。

今行われている日米防衛協力のガイドラインの研究に当たつても、そういうことを考慮しながらやるということも、そういうような状況下においてもなお米国の協力がうまくいくというためには、日本がこのガイドラインの中で、もちろん憲法の許す範囲内であることは当然でありますけれども、とにかく最大限ということができるといふことを追求して、それを実行できるような体制に持つていくというのが極めて大事だと思つております。

時間が参りましたので、そういうことで私の質問の方は終わらせていただきますが、長官の御所見を承りたいと思つております。

○國務大臣(久間章生君) 今、委員御指摘のお話はまことにそのとおりだと思つて、今度のガイドラインの見直しにしましても、さもアメリカのためにガイドラインの見直しをしているかのようなとらえ方をする人すら一部おられるわけでございます。そうじゃないと、今言われましたように我が国のためにこれはやらなきゃならないし、そういうふうなことを機会を見つけて私どももきつちりしていきたいと思つております。

○永野茂門君 終わります。ありがとうございました。

○鈴木正孝君 平成会の鈴木正孝でございます。

官房長官には大変お忙しいところをお呼び立ていたしました大変恐縮に思つておりますけれども、初めにペルーの人質事件の解決につきましていろいろと御所見をお伺いしたいというふうに思つております。事件そのものは、昨日、特殊部隊が公邸突入というところで解決されたわけでございますが、私も日本人の一人といたしまして、正直言いましてほつとしたという思いと、そしてまた三人の方の

とうとい犠牲の上に解決したというように、御遺族の皆様として御本人に心からなる哀悼の意を表したいというふうな思っております。

事件発生以来、言ってみますとテロには屈しないという断固とした国際世論に裏打ちされた姿勢、行動というものであったわけでございます。そして、その結果、テロリストには果実は与えないという結果であったわけでございます。その中で、平和的な解決を求め、また強行解決との間で、そのはざまで官邸あるいは外務省の皆さん、そして関係省庁の皆さんに本当に苦勞をいただいたことであらうかと、そのように思っております。

そういうことで、一応解決を見たということでありまして、政府としてどのようにお考えになつてゐるか、まず御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) 今回の事件の解決に当たり、フジモリ大統領が保証人委員会による話し合いを通じた平和的解決に最大限の努力をしつつも、テロに屈しないという観点から、周到な準備の上で決然として救出作戦を行われたことを我が国としては評価いたさなければならぬと思ひます。

確かに、人質のうちペルーの最高裁管理局長、それからペルーの救出部隊の二人のとうとい生命が犠牲になつたことはまことに残念であり、この方々に心から哀悼の意を表する次第であります。他方、他の人質については、一部にけががあつたものの幸い無事救出をされたということで、今回の救出作戦は全体として成功であつたと考えます。

現地の最高責任者であり、救出作戦の最高のタスキを最もよく把握できる立場にあつたフジモリ大統領が機会をとらえてこのようない見事な救出作戦を実施されたことに心から感謝をいたしております。同時に、この間、関係国の協力に謝意を表するとともに、本件事件の解決に向けて示された国際社会の連帯と支持に対し心からこられた

謝意を表したいと考えております。

○鈴木正孝君 このような事件が日本のペルー駐在の大使公邸という大変重たい、そして公的な場所であるところ、場所を提供してしまつたというふうなことになつたわけでございます。ウィーン条約等でも、その警備については接受国、ペルー側に一義的な責任はあるということでございますけれども、この件はとにかく単なる危機管理ということだけではなくて、日本の社会的な活動あるいは経済的、政治的な活動というのが今非常にグローバルに広がつてゐるといふ状況であるわけでございます。日本という国は本当に義務なり責任なりを著実に果たしてくる国だろつかといふような疑念が国際社会の中で深まる、強まるというふうなことがあつてはならないといふふうに私は思つております。

そういう意味では、単なる危機管理、警備といふようなお話だけではなくて、大変慌ただしく今対応を政府、外務省、外務大臣、皆さんがやられてゐるわけでございますけれども、この事件の位置づけ、あるいはなかなか言ひにくい微妙な言葉であるかもしれないけれども、責任関係をどのように処理していくかといふこともまた問われてくる事柄ではなからうかといふふうに実は思つております。

そんな意味では、テロリストに果実を与えないという結果で評価されるわけでございますけれども、この重い重い教訓、反省を二度と起こしてはいけないといふ立場で、世界のどこでも起こり得る、日本人が巻き込まれるといふような事柄であるといふことを踏まえて、今後は相当な覚悟を持つて対応しないといふことになるのではないかと、いふふうにも思ひます。

その辺で、政府は全体を見てどのようにお考えになつてゐるのか、あるいはまた関係国との信頼関係の回復、修復といふものをどのようにお考えになつてゐるのか、官房長官にぜひ御見解をお伺いしたいといふふうに思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) 昨年末から昨日まで長

期間にわたる占拠が続いていたわけでありまして、内部においては、なぜ在ペルーの日本大使公邸で、しかもナショナルデーにこういふことが起きたか、その体制に過ちがあつたのかなかつたのか、それぞれの反省を加えながら今対処をすべく努力いたしております。今こういふ公的な場所だ、それぞれの国の威信をかけた懸念な努力を払つた方々、そして大変な被害に遭われた方々、その方々を責めるような言動は厳に慎むのが今日の役割でございます。

あえて申し上げませんが、多くの教訓を学び取りました。そして、この間、初めてと言つていいぐらいつらいつらい思いをいたしました。ようやくきょうは総理を送り出すわけでありましたが、初めてこの暗い、重いトンネルがぱつとあいたやうな感じがいたします。これからこういふトンネルに入らないためにどうするか、一生懸命やつてまいります。

○鈴木正孝君 官房長官、お忙しいようでございますので、どうぞお引き取りたいので結構でございます。ぜひよろしくお願ひをいたしたいといふふうに思ひます。

続きまして、我が国の安全保障という観点からいたしますと、冷戦崩壊後、こういふ新たな深刻なテーマといふことでテロあるいは麻薬の問題、あるいは難民等の問題が地球規模で非常に大きな課題に今日的になつてゐるといふことがより一層はつきりしてきたといふふうに思ひます。

かつての大規模な戦争といふことから、脅威のレベルが大分下がつて、日常化された中に、市民生活の中にこの種の新しい事柄が瞬時に国際的に波及的な悪い影響が出てくる、そういうふうな大きく変化をしてゐるのではないかと、いふふうに思ひますが、そういう点につきまして、外務省の方から今後の対応といふまいしようか考え方につきましてお伺いしたいと思います。

○政府委員(川島裕君) 全くおっしゃるとおりであると考えております。テロ、麻薬、難民等が

地球的規模で本当に大きな課題となつております。

例えば安保理におきましても、国連ができたころ想定してゐたシナリオというのは、国家間の紛争をどう仕切るかとかそういう役割を想定してゐたんだと思ふんですけれども、今安保理で毎日やつておられますのは、どこかの地域に難民が大量にいて、それがもうあと一週間以内にもみな死にそうだから、これをどうするか、そういうような話が多々ございまして。

これはやっぱり先生御指摘のとおり、今日の危機がある意味で古典的なものから随分変わつてきたといふことの証左だろつかと思つております。そういう中で、まさに国家対国家といふことではなくて、国際的な連帯といふものが非常に重要になつておる、幸いにしてそういう問題意識といふものは非常に多くの国が分かち合つて至つております。

例えばG7、いわゆるサミット、それもそうです、今いろいろな場がございます。それから、当然のことながら国連のいろいろなシステムの中からも、難民問題では国連難民高等弁務官事務所がございまして、それから麻薬の話でございますと、国連薬物統制計画等の国際機関がございまして、これは非常にいろいろと我が国としても積極的に支援しております。

それから、まさにペルーの事件でも改めて思い知らされた次第ですけれども、テロリズムに対する対応でございます。これはいろいろな形で多國間の関係レベルの会合等があつて、直接担当部局の閣僚あるいは事務レベルを含めて、これこそ連帯が必要な項目でございます、相当やつておる次第でございます。

その他、環境問題もこれまたむしろその同じ系列として取り上げられる問題でございます。そういうまさにグローバルと申しますか、二國間関係で仕切るものとちよつと違うものの重要性がまことにふえておる、外交の中でも最優先順位を付して対処すべきものであらうかと考えており

ます。

○鈴木正孝君　そういうような状況の中でございますので、また関係の省庁、特に防衛庁の方とも外務省はよくよく意思の疎通を図っていただいで、誤りのないようにひとつやっつけていただければ幸いですというふうに思います。

次に、先般、特措法が無事に成立をいたしました。あの本会議の賛成討論の中でも私はちょっと触れさせていただいたわけでございますけれども、例の沖縄の県道一〇四号越えの当面の急務でありました件につきまして、長官も最大限の御努力をさせていただいて、昨日でございますでしょうか、最終的に東富士を含めまして事柄の一応の決着を見たというような状況になったと承知をしております。

その中で、昨日も、私の地元がたまたま静岡というところでもございますけれども、重要会談を東富士につきましていろいろとやっていたというふうなことであります。それぞれの五つの受け入れ場所である調整をさせていただいて、そしてお約束をそれぞれにさせていただいたろんなことがあるかと思っております。そういうことを確実に実施していただくお約束を地元の方々は大変心配しているわけでございますので、守っていただくということが大事だろう、こういうふうな思っております。

その中で、調整の全体のまとまりました状況をかいつまんで簡単に御説明いただければと思っております。

○国務大臣(久間章生君)　各地区とも非常に苦しい地方自治体の首長さんたちのお立場でございますけれども、昨今の沖縄における痛みをできるだけ分かち合うということにつきましては御理解もしていただきたながら、しかも国においてやると言うならばいたし方がないとか、やむを得ないというふうな表現の中に、本當にたらいお立場の中で酌み取っていただいたんだというふうな受けとめさせていただきました。

そういう中で、各地区とも非常に心配されまし

たのは、治安が守られるか、あるいはまた安全管理上問題はないかということでございます。こういうことに対して非常に御心配でございます。ここで、これはうちの方でも二十四時間の連絡体制をつくらなければならない、あるいはまた各関係機関とも連絡をとりながら、とにかく治安面、安全面、こういう点については抜かりのないように対処したいということ強く提起しております。で、これから先具体的な実施計画をつくり出す場合にも、これらについては十分そういうことに抜かりのないようにしていこうと思っております。

それともう一つは、やはり地元での騒音の問題とか、あるいは近くで酪農をやっておられる方へのいろいろな影響の問題とか、個別にはいろいろなことがあります。そういう問題につきましては、要望のありました問題についてうちの方で誠意を持って対応するというところで言っております。これは本當に誠意を持って対応しなきゃならないというふうに思っております。

委員の地元の東富士の方々についても、とにかく今までどちらかという縮小へ向かって声を上げてきておられたのが、これを機会にまた拡大されて逆戻りするのではないようにしてもらいたいというところが非常に大きな願望でございます。それはもうそういうことのないようにしたいということでも申し上げておきます。そういうことについてもお約束どおり抜かりのないようにしていきたい、そういうふうな思っているところでございます。

ともかく個別個別はいろいろありましたけれども、全体としてやむを得ないというような形を受けとめていただいで、実施できるような雰囲気のでき上がったというのは大変ありがたいことだと思っております。

○鈴木正孝君　それと、沖縄の県民の皆様が、九年度から始まったばかりですが、キャンプ・ハンセンでの実弾射撃訓練がこのことによつて確実に沖縄では行われぬことになるのかならないのか

ということについて大変懸念を持っておられるところもあらうかと思っております。

この際、この点につきまして確認的に、これでは着実に本土に移転ということになれば、沖縄県の中でゆる弾砲の実射訓練が行われることはないんだということをお尋ねしたいというふうに思っています。

○政府委員(諸富増夫君)　大臣からも今御答弁いたしましたように、五つの演習場につきまして地元の一定の御理解が得られましたものですから、私も、早急に在沖海兵隊の司令官等と実際の実施移転に伴う計画をつくりまして、平成九年度中に一〇四号線越え射撃の移転については本土の演習場で行うべく全力を挙げて早急に取り組みたい、このように考えております。

○鈴木正孝君　国際軍事情勢そのものに関係してちよつとお尋ねしたいと思っております。

昨日でしたでしょうか、中口の共同宣言が出されたわけでございます。先般来、中国の江沢民主席がロシアを訪問して、エリツィン大統領との間で二十一世紀に向けた戦略的協力のパートナーシップをより発展させるための会談というふうなことで行かれておったわけでございますが、最近の中口の接触、関係強化というふうな流れが東アジアの安全保障環境そのものにどういう影響を与えていくのかなというふうな気がするわけでございます。

先般の米口会談でも、NATOの懸案の東方拡大というものが一歩進んだような印象を強く持っているわけでございますので、その辺を踏まえまして、防衛庁長官あるいは参事官の方から御答弁いただきたいと思っております。

○政府委員(山崎隆一郎君)　お答え申し上げます。

今、先生御指摘のとおり、昨年四月にはエリツィン大統領が訪中いたしました、二十一世紀に向けた戦略的パートナーシップというものを表明した北京宣言というものに署名したわけでございます。それ以降の動きでも非常に中口間で活発で

ございまして、昨年の十二月には李鵬中国首相が訪口をしておりますし、それから今月の前半というか半ばごろにはロシアのロジコフ国防大臣が訪中しております。それで今回の江沢民の訪口になったわけですね。

中国は近年、国防近代化の一環としまして、キ口級潜水艦、それから約五十機とも言われておりますスホイ27戦闘機、さらには地对空ミサイルなどの新型装備というものをロシアから積極的に導入しているわけでございまして、我々も中口の近年のこのような関係が大幅に進展しているということには注目しております。

それで、中口間のこのような関係の進展は、両国間の信頼醸成というものが進むことによりましてこの地域の安定に貢献する、そういう積極的な側面があるかと存じますが、他方で、ロシアからの前述のような新型装備の導入等によりまして中国の国防力の近代化という動きが加速されるということも考えられるわけでございまして、防衛庁といたしましてはこのような動向を十分注目していくというふうに考えております。

○鈴木正孝君　かなりいろいろな話し合いあるいは相互訪問ということが進んでいるということや、ぜひひとつ注意深く見ていっていただきたいというふうな思っております。

最近、中国でも、先般の領海法の制定以来、特に海軍の近代化というふうな面でも相当いんなことをやられていような面でも相当いんなこと最近も近海防衛戦略というふうな発想のものにいろいろとまた独自の航空部隊を創設するということや構想もあるようございまして、周辺諸国、東アジアの軍事情勢そのものに微妙な影響を今後とも長期的に与えていくだろうというふうな私ども実は見ているわけでございまして、そんなような感想を持っております。これは御答弁は結構でございます。

それと、特に周辺諸国との安全保障対話というふうな観点で信頼醸成という面でも一つございまして、けれども、昨年の本会議で防衛大学校の安全保障

研究科の件をお願いしたりした経緯がございますので、それに絡みましてちょっとお伺いしたいわけでございます。

この四月から防衛大学校で安全保障研究科をオープンし、そして言ってみますと部外の、防衛庁あるいは政府関係者以外の方にも開放して相互に刺激し合つて研究を深めたらどうかというようなことを言つたわけでございますが、それも実現をしたやに聞いております。そういう中で、いろんな意味で相互に大いに研究をしていただくということも大事だというふうに思っております。

私も個人的に、従来から、防大で留学生のための日本語講座を開設するというようなことをやったり、あるいは生活費等の援助、応援ができないかというようなこともいろいろと考えたりなにかしたことがあつたわけでございますが、これからそういう日本人の学生と差のないような形でやつていくことも非常に大事なことだろうというふうに思っております。

そういうようなことを含めまして、教育訓練局長、最近の状況についてちょっと御説明をいただければと思います。

○政府委員(栗成之君) 先生から御指摘のとおり、防衛大学の総合安全保障研究科は昨年設置されました、今年の四月から開講しているところでございます。これは、自衛隊の任務の多様化、国際化等に対応して、幹部自衛官に対して社会科学の分野における高度の研究能力等を修得させることを目的としており、この中には、先ほどお話がありましたように、民間の方々も二人ほど学生として入っております。

それから、あと留学生の話でございますが、防大におきましては、三十三年以降、本科に外国人留学生を受け入れて以来、平成二年には理工系の研究科にも受け入れております。これが信頼醸成の一環に寄与することはもう当然のことでございます。さらに、私も、今回できました総合安全保障研究科におきまして、今後、外国政府からのお話があれば留学生を受け入れてまいりたい、

こういうふうにご考えているところでございます。さらに、若干申し上げますと、当然、防衛大学の学生の語学教育の充実、こういうことも最近力を入れてやっておりますのでございます。

さらに、授業とは直接関係ありませんが、防衛大学校では各国の士官学校学生との相互交流を実施しております。さらに平成七年度からは国際防衛学セミナーというのを開催しております。いろいろな士官学校の先生等にお集まりいただいた。例えば二十一世紀に求められる士官はどのようなものであるかとか、国際化とかハイテクに対応する教育はどういうものであるか、こういうふうなセミナーをやっております。さらに、九年度には第一回国際士官候補生会議、こういうものも予定をしておるところでございます。いろいろこういうようなことを多方面でやることによつて安全保障教育の充実を今後とも図つていきたい、こういうふうにご考えているところでございます。

○鈴木正孝君 時間ももうなくなりましたものから、最後にいたしたいと思います。即応予備自衛官制度を導入することは大変結構なことだと思つておられますけれども、実際に年間三十日の訓練に従事をさせて勤務させるということになるわけでございます。そのことを考えますと、御本人それから企業側の雇用者あるいは同僚、家族等々あるわけでございます。現実の話、休みをとっていくということについてなかなか微妙な心理的なことも私の経験を踏まえましてありますし、最近いろいろとその関係の方々を話聞いてみましたが、心配している向きも実際かなりあることはあるんですね。そんなことを思いますと、かなり社会全体から御支援をいただかないと実質的にいいものができ上がらないということではないかと思つてございます。

そんなことを含めまして、せっかくなのでございまして、そういうふうなことにつきまして御決意のほどを長官から一言お伺いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(久間章生君) せっかくなので皆様方に御審議願つてスタートするわけでございます。その成果が上がるように私たちも期待しておりますが、そのためには各企業の御理解と同時に、また今まで自衛官として過去に経験された方が、よしやつてみようというふうな気持ちになつていただいて、また昔とつたきねづかといひますか、それをやることに張り切つていただくような雰囲気が必要ならぬと思つております。それから、各方面に働きかけてぜひこれを成功させたい、そういうふうにご思つておられますので、今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○鈴木正孝君 終わります。

○委員長(鎌田要人君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時開会

○委員長(鎌田要人君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、清水澄子君及び北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君及び小山峰男君が選任されました。

○委員長(鎌田要人君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に瀬谷英行君を指名いたします。

○委員長(鎌田要人君) 休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○角田義一君 まず、防衛庁長官に沖繩問題についてお尋ねいたします。

御高承のとおり、十七日に参議院でも特措法が可決をされて成立したわけでありまして、私どもは特措法には反対をいたしました。もつと別の解決方法があつたのではないかと、この問題については歴史が下すだろうというふうには私は今でも思つておりますが、いずれにいたしましても沖繩の心というものを大事にしなかならぬということとすべての議員さんが共通して持つておられた気持ちだということには思つておるのであります。

ただ、あの法律の成立によりまして私が憂えますのは、沖繩の心というものを相当程度傷つけはしなかつたのかなという気持ちもいたすわけでありまして、国と沖繩県、特に知事さんとの間が今後どうなっていくんだらうかというふうなことも心配の種でございます。

そういうことを考えますと、あの法律が成立して一件落着きというふうな形では絶対にはあり得ない、そういう気持ちではないけれども、私には一つの不幸な出来事だというふうには思いますが、それを契機にして、今後、防衛庁長官が沖繩問題にどういうふうに取り組まれるのか、あるいはどういふ御感想を持つておられるのか。特に、沖繩の心に対してどういふふうな政府としては配慮していくのかというふうなことに、率直な御意見を賜りたいと思つております。

○国務大臣(久間章生君) 私はかねてから、沖繩に基地が集中していることによつて沖繩の方々が大変御迷惑をこうむつておられる、また経済発展にもいろいろと支障を来しておる、この問題についてはどういふ形で解決していけばいいのか、これは私どもの大きな課題であると思つておりました。

そして、防衛庁長官に就任しましてからも、SACOの最終報告、これが百点満点じゃないにしても、ともかくそういう基地の整理、統合、縮小への一つのステップになると思ひまして、あのよ様な形で最終報告をまとめさせていただきましてからは、これを確実に実行に移していくのが私に与えられた使命であるというふうに思っております。それをやったからといって二一％しか狭くならない、まだまだ問題は残っているけれども、少なくともそれを実施することによって沖繩の方々に前進したということが見ていただけるんじゃないか、そういうふうにも思つたわけでございます。

それとまた、一〇四号線あるいはまたKC130とかを本土に移転することについても、それを確実にやることによって政府は言ったことはきちつとやっているとこのように思つていただけるとは思ひません。

ただ、そういうさなかにおきまして、現在、施設・区域を提供しておるその権原の一部が、もう既に昨年の四月一日からなくなつてしまつておる土地もございまして、あるいはまたことしの五月十四日で切れてしまつておる事態を迎えることになりました。これについては、知花さんのあの分については時間的に無権原状態が続いているのはやむを得ないにしても、あとの方については少なくとも五月十五日以降無権原状態を迎えることのないようにということを取用委員会の裁決を見守つておつたわけでございます。しかし、残念ながらどうしても間に合わないという事態になりまして、ああいう形で法律を出ささせていただいて、衆議院、参議院で可決していただき、法律が成立したわけでございます。

したがいまして、この問題については、いわゆる権原の問題については無権原になるということは一応避けることができたわけでございますけれども、この法律ができたから、この問題が片づいたからといひまして、先ほど冒頭に述べましたような沖繩の諸問題については全く別でございます。

むしろこの法律ができて、沖繩の方々に、国は国の責任において無権原状態をクリアするために法律をつくらせてもらいましたよということをするのであれば、なおさらのことそれ以前の問題については全力を挙げなきゃならないというふうな自分自身思ひまして、県道一〇四号線越えの射撃を何としても平成九年度では沖繩で行わない、そういうつもりで本土の各自治体にも強くお願いをして回つたわけでございます。

幸いにも、名護市におかれましては、調査についてはとにかくいいだろうというふうな発言をしていただきましたし、県の方におかれましては、名護市が、地元が、あるいはまた漁協がそういう判断をするならそれはそれでいいというふうな御認識で、今調査の手はずに入つておるわけでございますので、これもやはりこれから先いろいろと御理解を得ながら前進をさせていきたいと思つております。

なお、沖繩県との国と信頼関係でございますけれども、この法律を出ささせていただくときに大田知事と橋本総理とはこの問題についても話をされて、法律を出しますという言葉を言つて、沖繩県知事さんは反対であると言われましたけれども、その後の記者会見その他を見ておりましたも知事と総理との信頼関係は失われていないというふうなことを知事さん自身もおっしゃつておられます。

だから、公式見解はいろいろ、公式な立場での発言はございますけれども、正式に記者会見等を見ましたときに、総理と知事との信頼関係は失われていないということをおっしゃつていただいておりますのは私は大変意味深長であると同時にありがたいことであるというふうに思つておりますので、沖繩県との信頼関係をこれから先も国として

大事にしながら諸問題の解決に向かつていこうというふうな思つておるところでございます。○角田義一君 この特措法は二十三日に公布されたんですかね。そうしますと、これで効力を発生するわけでありますが、暫定使用の条件としての担保の提供は現実に二十三日からやられていないでしょうか。その手続は今どういうふうな動いているか御説明いただきたいと思ひます。○国務大臣(久間章生君) 十二施設は五月十四日までは権原がございまして、それまでに担保を提供して五月十五日から権原があるようにするわけでございますが、もう既になくなつております知花さんの土地につきましては、その問題につきましましては一刻も早くしなければなりませんので、直ちに担保提供をさせていただきます。担保提供が二十四日になりますから、二十五日から暫定使用の使用権原を取得する、そういうことになり

ます。○角田義一君 それはちよつとおかしんじゃないですか、長官。知花さんの場合は、政令によりまして、その損害について協議しなきゃいかぬんじゃないですか。事前のやつです、前のやつ。その辺、どうなりますか。

○国務大臣(久間章生君) 暫定使用につきましては、この法律の公布の日から暫定使用の制度はスタートするわけで、それだから適及しないと言つておるわけでございます。四月二十三日に公布されますので、それから直ちに担保を提供いたしますから、その翌日ということ二十五日から暫定使用を開始するわけで、

ところが、それまでの間は無権原の状態で使用してきておるわけでございますから、今度は防衛施設局と知花さんとが協議をしなければならぬわけでございますので、これはあくまで暫定使用権といひますか、使用制度に基づく暫定使用じゃないわけでございます。ただ、協議が調わない場合には取用委員会で議論をして裁決をしていただくというふうな形になりますので、暫定使用は適及はしてないといひ、法律の審議のときに言いましたの

はあくまでそういうことでございまして、だから施行後に暫定使用の制度はスタートする。今担保提供しましたので四月二十五日からなるということでございます。○角田義一君 その担保提供は現実にお金を持つていったんですか。それとも供託所へ一方的にやつてしまつたわけですか。○政府委員(諸富増夫君) 法律施行後の担保の提供は、私ども見積金額を二十四日に六カ月分持つていくわけでございます。それで二十五日以降、翌日から使用権原が発生するということになるわけでございます。

先ほど大臣おっしゃいましたように、過去の分につきましては、私ども当初は毎日毎日いゆる損失の補償に当たる分を現金でお持ちいたしました。しかしながら、どうしても御本人に受け取つていただけませんでした。したがひまして、内容証明の文書を一応お出しいたしました。こういうことでもいづれでも払い込みいたしますというところで御了解をいただいたような形で、それまでの分についてはいづれでもお支払いできるように金額を私どもの方で今準備しておつて、話し合いに応じていただければその時点でお支払いをする、こういう仕組みになっております。それで、話し合いにどうしても応じていただけない場合、これは取用委員会の方で裁決申請といひますか、損失金額のいゆる裁定といひますか、そういうことをお願いするというのが今の法律の仕組みになっておるわけでございます。

○角田義一君 契約を拒否している方々は数の上では大変多いわけですね。二千九百何百おるわけですか。それで、全部供託するわけですか。全部供託するときは、くどいようですけれども、一応お金は持つていくわけですか。一方的にやつてしまふんですか。供託というのは、普通は持つていって拒否されて初めて供託するんだと思ひますね、常識的には。今回の場合は、権原を得ればいいんだからというので持つていかないで、もうストレートに、相手が受け取ろうが受け取るまい

はあくまでそういうことでございまして、だから施行後に暫定使用の制度はスタートする。今担保提供しましたので四月二十五日からなるということでございます。○角田義一君 その担保提供は現実にお金を持つていったんですか。それとも供託所へ一方的にやつてしまつたわけですか。○政府委員(諸富増夫君) 法律施行後の担保の提供は、私ども見積金額を二十四日に六カ月分持つていくわけでございます。それで二十五日以降、翌日から使用権原が発生するということになるわけでございます。

が、恐らく受け取らないだろうというふうに思っ  
てやってしまうのか。

○政府委員(諸富増夫君) そのほか私も六カ月分  
の見積金額を供託してしまふことになっておりま  
す。それで、供託をしたことよって暫定使用と  
いう権原を自動的にいたしますか私どもは取得さ  
せていただく、こういう仕組みになっておりま  
す。

○角田義一君 持っていないんだね。一方的に  
やっちゃうんですね。

○政府委員(伊藤康成君) ちょっと補足して御説  
明させていただきます。

新法の十五条の考え方は、損失の補償額に相当  
する六カ月分の額でございますが、これを供託す  
る。ただし、これはこれから発生するであろう損  
失額でございます。過去に発生した損失額ですと  
一たん拒否された上で供託という考え方もあろう  
かと思いますが、いわば未来の分の担保としてと  
いうのが規定でございます。したがって、先  
生御指摘のように、事前に地主さんにお持ちをし  
て拒否されたからどうこうということではなく  
て、あくまで担保でございます。

ただ、新法十五条の第四項で、所有者あるいは  
関係人から請求がありますときは、その担保の中  
から既往の分、過ぎた日の分について関係者は取  
り崩すと申しますか支払いを受けることができ  
る、そういう仕組みになっておるわけでございま  
す。

○角田義一君 こればかりやっていると時間がな  
くなるので、あと一つだけ聞きます。

民主党さんが時限立法をお出しになった理由は  
私よくわかるんです。要するに、民主党さんが時  
限立法をお出しになったというのには、もう緊急避  
難的で適用を沖繩の今回限りになりたい、こうい  
う気持ちで出しているわけですね。

私も、伝家の宝刀ができたから取用委員会の審  
議なんというのはいま形骸化して構わないんだと  
いうような気持ちで今後やられたら困る。という  
のは、沖繩だって二〇一五年までは一応基地を認

めるわけですよ、アクションプログラムがあるん  
です。しかし、取用委員会は見てみると大体  
五年ぐらいの期限で来ていますね。そうすると、  
必ずまた五年後にはこういう問題が起きるわけ  
です。いいとか悪いとかという問題でなく起きる  
んです。そのときに、この宝刀があるから審査請  
求なんか直前にやって、だめだったらさつとま  
た供託してしまえばいいんだ、こういう発想に国  
がなればこれはえらいことになると思はるん  
です。

沖繩は沖繩の特別な事情があつて審査請求に今  
まで一年半とか二年かかっているわけですよ。い  
ろいろ事情があつて、いい悪いは別ですよ。しか  
し、そういうものを踏まえた上で、次のときも  
ちゃんと裁決が出る相当な期間をもつて国が手続  
をとらないと、もうこれがあるからとんとんやれ  
ばいいんだというふうな乱暴なことをやつたらら  
うにもならなくなりますよ。長官、これはどうで  
すか。

○国務大臣(久間幸生君) 今、委員御指摘のと  
おり、この暫定使用というのは、今度みたいに二年  
も前から出してきたけれども取用委員会のいろん  
な事情があつて延びてきた、そういうような特殊  
なときに使用権原がなくなつたらいかぬというこ  
とでやるわけでございます。直前に出して、それ  
があるから取用委員会御自由にゆつくりやりなさ  
いよというふうなことはもうさらさら、これは  
非常に例外である、そういう気持ちでございま  
す。

こういう発言をすることによって議事録にも残  
ることになりますから、そういうふうなことは  
かりそめに軽々に扱ふべきものじゃなくて、暫定  
使用というのはあくまで例外だということを私ど  
も十分念頭に置いてこれから先も対処してい  
こうと思つております。

○角田義一君 そのことだけ聞いておかないと  
ちよつと心配だから。まさかそういう悪らつなこ  
とはやらぬだろうと私は思はるけれども、やっぱ  
り念には念を押しておかぬといかぬと思ふ。そし

て、それが議事録に載りますから。  
それと、長官が大変な御苦勞をいただいて全国  
をいろいろ行脚して、一〇四号越えの問題につ  
いて解決をされるために努力されたということに  
ついて心から敬意を表します。と同時に、私も沖繩  
へ行きまして一〇四号の射撃の跡を見ました。長  
官も見たと思はれますけれども、ひどいものです  
な。もつとはつきり言えたい放題ですよ、  
あれは。アメリカ軍はやりたい放題、あそこ  
面については、あれでいいのかという気持ちはし  
ますよ。

これから本土の五カ所へ移るわけだけれども、  
例えば日本の自衛隊は、撃つた後、ちゃんと何発  
撃つて何発不発弾だとかということを全部きち  
と調べて報告しているわけでしょう。アメリカ軍  
はどうするんですか。今度は五カ所に移つて、沖  
繩と同じようにやりたい放題撃てばいいというこ  
とでしようか。これが一つ。

それから、やはり環境問題ということも考えな  
きゃならぬわけで、アメリカあたりでは、あるい  
はヨーロッパでアメリカ軍は放弾した後、例えば  
植林をどうするとかという問題についてはその  
国の法律なり条約なりというものに従つてちゃん  
とやっているわけです。日本の場合はどうする  
か、この五つのところで、そういう問題もちゃん  
と配慮してやらないと地元の人には納得しないと  
思はるんです。沖繩のようなやり方で撃ち放題  
やっていけばいいということじゃ、とてもじゃな  
いけれどもこれは納得しないと思はるんですが、  
その辺はこれからどういふふうに詰めますか。

○政府委員(諸富増夫君) お答えいたします。

不発弾の処理につきましては、当然本土でやる  
場合は米軍も、今自衛隊が撃つております演習場  
のいろいろな使用の規則といたしまして全部やつて  
います。そのルールに基づきまして全部やつても  
らうというところで米側には話をしております。  
そのルールに従つてやるというところであります。  
したがって、不発弾等につきましては、出た  
時点で米軍が不発弾処理部隊をもつて処理をする

ということでございます。

それからもう一つ、本土の演習場は、もちろん  
沖繩の場合もそうでございますが、着弾地という  
ものをきちんと決めております。したがって、  
砲撃は一定の着弾地に向かつて発射陣地から  
発射されるわけでございまして、それ以外の地域  
に飛ぶということは通常考えられないわけでござ  
います。もちろん、着弾地等については一定の期  
間を置いて整備をして、演習場内が荒れないよう  
ないろいろな場内整備等を今後とも続けながらや  
っていく、こういう自衛隊が今やっておりますのと  
全く同じ手順でやるということでも地元の方も了  
解をいただいておる、こういうことでございま  
す。

○角田義一君 その辺はしっかりやつてほしいで  
すね。強く要望しておきます。沖繩のようなあん  
なことじゃだめですよ。  
それから、ちよつと時間の関係がありますから  
先に行きますが、本題の法案について若干お尋ね  
いたします。

即応予備自衛官制度を導入されるわけでありま  
すが、一つお聞きしたいのは、先ほど矢野先生の  
御質問で、通常の自衛隊の隊員でもって賄う場合  
と即応予備自衛官で賄う場合では約二百億円ぐ  
らいの違いがあるというのをちよつと説明  
されましたけれども、これは何を比較して二  
百億円の違いになるのか。その辺、もうちよつと  
詳しく話してくれませんか。

○政府委員(秋山昌廣君) 現在の防衛大綱では編  
成定数十八万を十六万にすることにしております  
が、その十六万のうち一万五千を今御審議いた  
だいております即応予備自衛官で対応しようとして  
いるわけでございます。

これは仮定の議論でございますが、この一万五  
千人という人数につきまして、通常の、今のまま  
の自衛官の採用で充当する場合と即応予備自衛官  
で対応する場合とのぐらゐの経費の節減になる  
のか、先ほどこういう御質問があつたわけでござ  
います。これはきちつと具体的に計算することは

できないわけでございますけれども、仮に現在の自衛隊の、陸上自衛隊になりますけれども、階級構成を一定としまして、一万五千人を今の自衛官ではなくて非常勤の即応予備自衛官、これは企業に対する給付金もあるわけでございますけれども、そういうものも差し引き計算いたしますと、充足率一〇〇％で計算しますと約二百億円の節減になるという計算があるということを御説明したものでございます。

○角田義一君 わかりました。

それで聞きますけれども、御承知のとおり定数は十八万から十六万に持っていくわけだけれども、十六万に持つていくのには十年ぐらいかかる予定でしょうか、これがまず一つ。そして、即応予備自衛官一万五千、これもやはりそれに倣う形で十年ぐらいかけて一万五千人を確保していくのかということが一つです。まず、その辺を伺います。

○政府委員(秋山昌廣君) 即応予備自衛官の導入は全体の編成定数を十八万から十六万に落とす、そのうち一万五千が即応予備自衛官ということで、部隊編成をかなり大がかりに変えていくわけでございます。

現在、全国に平時における地域配備の師団が十二あるわけでございますけれども、これにつきまして逐次変えていきたい。変えていく場合に、例えば師団ベースでございますと、普通科連隊が四つありますと、そのうちの一つが即応予備自衛官主体の部隊になる。といいますと、その部隊につきましても現在、もちろん充足率の問題がございまして、一応自衛官で構成しているのが八割方非常勤の即応予備自衛官で構成するという事になりますから、その部隊は非常に人が少なくなるわけでございます。

そういういたしますと、地域との関係とかいろいろ人事上の問題もございまして、どうしても時間をかけていかなくちゃいけないということで、今御指摘がございましたように、十年ないし十年以上かけて十六万人体制、あるいは一万五千人の即応

予備自衛官の導入というのを考えているところでございます。

○角田義一君 とりあえず、例えば今年度千三百七十三人即応予備自衛官を採りたいわけでしょう。それはさつき局長が言うように、どこか一所、例えば九州なら九州でやる。その九州で千三百七十三人という人間を、即応予備自衛官を九州だけで集めるという自信はあるんですか。

○政府委員(秋山昌廣君) 九年度におきましては、九州の第四師団につきまして即応予備自衛官を導入した新しい形の師団に改編をしたいというふうな考えておりました。そこで約千三百人強の即応予備自衛官を導入したいというのを考えているわけでございます。

実際の募集につきましては、今後の即応予備自衛官の採用、それからやめていくといったような少し中長期的な考え方も念頭に置きまして、一挙に千三百人を九年度に採用するというのもどうかということ、即応予備自衛官の定員上は千三百数十人でございますけれども、募集する数そのものは約半数ぐらいを九年度は考えております。今法案審議していただいているところでございますけれども、今から現地その他でいろいろと説明会を開いたり準備をしたりしてこれは確保したい、確保できるといふふうに考えております。

○角田義一君 そうすると、九州地区で七百か八百を集めるということですね。だつて、ほかのところから持つてきたつてしようがないでしょう。これ、緊急に招集したときにはみんな来てもらわなければならぬから、間に合わないでしょう。北海道で採つたつてしようがない。

○政府委員(秋山昌廣君) 第四師団に導入いたします即応予備自衛官につきまして、西部方面隊管内である九州各県に居住している者から採用する予定でございます。

○角田義一君 いずれにしても、これは九州なら九州の企業にかなり理解をしてもらわなければ、九州地区でこれだけの人間を集めるといふのは私は難しいと思う。難しいというか、大変だと思

ますよ。よほど真剣にやらなきゃできないと思ふんです。

そこで、これを見ると訓練は三十日というふうなされていきますけれども、今度は災害派遣にも出るわけですね。例えば災害派遣で二十日も出ていったということになった場合でも、訓練期間はやっぱり別の問題として三十日置くということになるんではないか。それは企業にとつてはまた大変な負担になるわけだけれども、これはどうしますか。

○政府委員(栗成之君) 即応予備自衛官が防衛招集命令とか災害等の招集命令などで自衛官となつて勤務することによつて、一定の訓練効果と申しますから、そういうものが期待できる場合が考えられますから、このような即応予備自衛官に対する期間の訓練招集期間については必ずしも三十日である必要はなく、一定の短縮が可能であるといふふうな考えております。

なお、災害派遣のために招集された場合において具体的短縮できる日数は何日か、こういうことについては、自衛官として従事する災害派遣の業務内容でございますとか、当該即応予備自衛官の技能、経験等を勘案して判断してまいりたい、こういうふうな考えております。

○角田義一君 あなた方もつと端的に言つてくれればいいんだよ。例えば、今私が言つたように、三十日のうち二十日も出てしまえば、ある意味では実戦をやつたことになりまして、訓練以上のものですよ、場合によれば。そうすれば、さらに三十日の訓練というんじやなくて、それはもう総体として三十日確保されればいいというふうな割り切りますよ。企業だつて大変でしょう。二十日出て、またあと三十日出したら五十日出すことになるよ。その辺、もつと端的に答えなさいよ、端的に。

○国務大臣(久間章生君) 今のお話は、実は議論はしておりますけれども、二十日間出ている、二十日間を全部訓練を催したと見てやるかどうかについては議論がございまして、これから先、総理

府令で決めていくときに、訓令を決めていくときにその内容等に依つてどうみなすか、それをこの法律が通つたら具体的に決めていきたい。要するに、二十日も出ているわけだから、それをカウン卜するのはまずいけれども、二十日間には二十日間と見て、あと十日間でいいというわけにはいかぬというところで、その辺はちよつと議論があるわけでございます。だから、今みたいな答えになつたわけでございます。それはやはりきちんとある程度の客観的な数字を示していこうと思つております。

○角田義一君 あともう一つ聞いておきますけれども、現行の予備自衛官の招集要件が今度改められますね。現在は防衛出動命令が発せられた場合ということになっているのに、今度はこれに加えて、事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予想される場合にもできるわけですね。そうすると、こんなことを言うといふ問題がまたあると思ひますけれども、今は平時です、冷戦も終つたし、何で今これだけまた要件を緩和するといふか、このときまでやらなくちゃいけないのか。この必要性を私はよく理解できないんだけれども、これをどういふふうな説明してくれませんか。

○政府委員(秋山昌廣君) 御指摘のとおり、現行法上は防衛出動命令下命時に防衛招集できることとされておるわけでございますけれども、予備自衛官の任務を円滑かつ適切に遂行し得る体制を確保するとの観点から、以下の点を考慮いたしました。今この招集時期を見直したわけでございます。これは即応予備自衛官を導入する、即応予備自衛官の招集時期との兼ね合いで改めて検討し直した結果、見直しをしたということでございます。

一つは、予備自衛官につきましても防衛出動命令下命後直ちに任務につくことが必要となる場合があり得るわけでございます。そういういたしますと招集命令の発出から出頭まで所要の日数が必要である。そうしますと、現在の招集時期では間に

合わないことがあるのではないかと、この点が第一点でございます。

それから、事態が緊迫いたしましたして防衛出動命令が下されるのが予測される場合でございますが、常備自衛官が防衛出動のための諸準備を行うことに伴いまして、部隊移動後の後方警備、後方支援等のため直ちに任務につけることが必要な場合がある。そういうようなことを考えまして、今回の改正案におきまして、予備自衛官の防衛召集について防衛出動命令下時または事態が緊迫し防衛出動命令が下されるのが予測される場合において必要があると認めるとき、しかも内閣総理大臣の承認を得てということで、新しい防衛召集命令の制度を導入したいというふうに考えたところでございます。

○角田義一君 この問題もいろいろ議論したいんですが、時間があと十分しかありませんので、ひとつ来年度防衛予算に関連して大事なことだけちょっと長官に聞いておきたいと思っております。

先ほど矢野先生からもお尋ねがございましたが、財政改革の中で聖域を設けないという形になっております。ただ、防衛当局のいろいろな説明を聞きますと、中期防で一定の枠がはめられておるから、例えば来年度においても減額するなんてとんでもない話だ、むしろ自然の成り行きからいうとふえちゃうというように言うんです。世間様にはそれでは通らないんですよ、これは。ここが非常に難しいところですね、長官。防衛費だけ来年度が一ふやしてごらんないや、これどうなりますか。防衛庁が今言っているように、プラスチックでございませぬというのと、でも私は通らぬと思いますが、どうですか。まずそこから聞きます。

○國務大臣(久間章生君) 先般の財政構造改革会議におきましても、とにかく聖域を設けず予算の切り込みをやるということでございます。

ただ、そのときにもいわゆる我が国の安全の問題との調整というまぐら言葉がございませぬけれども、その辺に影響を与えないということがござい

ますので、私どももその辺の調整をしながら、ただいま委員が言われました現下の情勢との兼ね合いをどうしていくか、これが一番苦慮するところでございます。ただ、先ほどから何回も申し上げておりますとおり、非常に仕組みが硬直化しておりますので、その点が非常に難しいところでございませぬ。ざりとて、今言われますように、ほかの各省庁の予算もかなり切り込みがされる時に防衛費だけやはり必要だから、あるいはこういう仕組みだからという形です。やめてやっていると、これも非常に問題がございませぬ。

そういう意味で、企画委員会等の御議論等も踏まえながら、概算要求を出すまでに政府としてどういうふうな対応をしていくか、まさにそれがこれから先の一番の問題になるというところでございませぬ。

○角田義一君 やっぱり防衛費というのは非常にパイが大きいわけですね。五兆円近いわけですね。それと、国民から見ると、ここはある程度単純に見れば、五兆円もあるんだからパイは大きいんですよ、印象とすれば。だから、五兆円もあるんだから切り込めるんじゃないかというふうに思うのが国民の一般の考えと思つた方がよいと私は思うんです。したがって、その辺のことをきちっと踏まえて対応しませんと、幾らいろいろなことを説明しても簡単に納得してもらえないと私は思ひます。

そこで、私は中期防というものを大胆に途中で変えるというところはいろいろ難しいと思う。難しいと思うんだけど、将来展望、あと五年とか十年先を考えたときに一体どうするかということの戦略がなくちゃいけないと思うんです。その場合には人間をどうするか。例えば、一体今の自衛隊の構成はどういう層が多くなっているのか、若い人に入ってもらうにはどうしたらいいか、もっと効率的にするにはどうしたらいいか、こういう長期的な戦略を一つ立てる必要があるだろう。それから、もう一つは武器の購入です。これは

相当巨額な金です。きょうは余り細かく言いませんが、大変なお金です。それがみんな後年度負担になってきておるわけですね。そうすると、武器をどういうふうに買っていくかということについては、あと三年で終わるわけだけれども、次期防のときには相当抜本的なことを考えないと、相変わらずパイが五兆円ということではいけないんじゃないかと僕は思っています。必ずこれは国民からいろいろ御批判、御指摘を受けようと思うから、やっぱり今からそのことはきちっと考えておく必要があるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(久間章生君) それらにつきまして、おっしゃる意味はよくわかります。そういう点でこれから先、例えば今から先の五年間とか十年間、そういう中で泳ぐといふか、あるいは調子があるわけなんですか、まだ検討する余地が非常に多分あるわけなんです。単年度で、とりあえず平成十年度をどうするかということ、一律にカットと言われますと、人的要素にしまして、これは現在おる人員を単年度で来年度から一割カットするということはできつないわけですね。ここら辺が非常に難しいところでございます。

装備につきましても、現在もう既に契約しているものもありまして、新しく契約する場合は初年度にはほとんど支払いがないわけでございます。そういう意味で、非常に苦慮してございませぬ。そういう意味で、非常に苦慮してございませぬ。申し上げているのは、全体的な長期の問題もそうでございますけれども、特にさしあたって次年度、平成十年度の予算において一律カットあるいはマイナスというふうなことがなかなかできない、防衛費については船が大きく急には曲がれないということをおっしゃると申し上げてございませぬ。

長い問題についてはまたいろいろと議論をしながら、どういう形で今後いろいろな問題が推移していくか。その中で、特にうちの方で今一番問題になりますのは、円安になればなるほど予算が膨らむわけでございます。ほかの省庁の場合は円安になつてもほとんどふえないわけでございますけれども、自衛隊の関係では輸入品が結構ありますだけに、円安になつたらかなりふえるわけで、この辺も非常に悩みの種でございます。

しかし、そういうことばかり言っておれませぬので、そういう中でとにかくこれから先、平成十年度の問題あるいは将来の問題についてどういう形であらうかおさめていくか、いろいろと内部でも検討しながら議論をしていきたいというふうに思っております。

○角田義一君 長官、防衛予算というのはいろいろな積み上げでできていますから、ほかにもたくさんあるわけですね。来年度予算のことを考えると、この際、総点検、総ざらい、これはやっぱりやっておく必要があるんじゃないでしょうか。今までのような情性ではいけないんじゃないですか。もう一遍総ざらいしてみる必要があると私は思ひますけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(久間章生君) これはもう来年度に限らず、内部にも取得改革委員会等も設けまして、どうすれば経費を安くできるか、取得についてもあるいはランニングコストについてもどうすれば安くできるか、そういうようなことについても内部でいろいろと今検討しております。そしてまた、訓練にしまして、あるいは基地対策にしまして、あらゆる分野について検討は今全部やっております。

委員御指摘のとおり、昨今のこういう経済情勢、財政状況でございますから、私どももそういう政府の方針というのには十分従わなければならぬわけで、そういう中でいかにして調整していくか、そういうことであらゆる角度から検討は行つておるわけでございますので、どうかひとつ、もう既得権益だ、それでそのまま走つていって、かたがたふうなとらえ方はぜひされないうように、かなり苦しんでおるということについて御理解賜りたいと思ひます。

○角田義一君 最後に、一つの例を挙げますけれども、例えば地雷です。地雷を今年度予算で七億



のような要請といいますが、現段階で米軍に提供しておく施設として十分米側としては有効に活用しておると判断に立っておりまして、今のところ日米間でそういう話し合い、米側の方から返還の申し出とか、あるいは私どもの方から必要なじゃないかというような形で正式に話し合いをしているわけではないということをお願い申し上げます。

地元からそういう緑地としてもっと有効に活用したかどうかという御要請があることはよく承知しておりますが、現段階では返還等についての話し合いは行われていないということになります。

○齋藤勤君 してほしいということも言っているわけで、今までしていないことはわかりました、答弁で。これからすべきだということも、ここで明確に線が入るわけですから、九年度中に住宅が終わるといって、これは新たなスタートだということ、これはわかりやっていますとほかの問題ができませんから、私は残る部分については返還を合同委員会にぜひ強く提示すべきだということをお願いいたします。

○説明員(田中均君) 私の理解では、今お尋ねありました(b)ということになります。

○齋藤勤君 そうすると、政府の方と十分そのことについて事前にやりとりしてないから失礼なかもわからないですけれども、事前にいた

きました官報の昭和二十七年七月二十六日付の行政協定により区域を次のとおり決定をしたというのを見ました、どこを見ても神奈川県の上瀬谷というのが出てこないんです。

○政府委員(諸重増夫君) 事前に通告がなかったという関係で私も今手元に資料がございませんので、また改めて先生の御質問の趣旨をお聞きした上で回答申し上げたいと思っております。

○齋藤勤君 もう一つもらっているんです、私。『在日米軍基地について』という、これは作成は九年一月一日現在ということ、全国の在日米軍基地の一覧表だと思っております。これには提供開始年月日が昭和二十七年七月二十六日付ということ、キャンプ千歳以下ずっと書いてありまして、これには上瀬谷通信施設というのは載っているんですね、昭和二十七年七月二十六日。そうすると、さっき言った官報の行政協定の方とこれが合

うんです。多分これは役所内でワープロかなんかで打ったものじゃないかというふうに思うんですね。

この地位協定を結ぶに際して、行政協定の時点でのものを引き続き継続使用するという、そして新たに二十五条で合同委員会で結んだときの協定というのはどういふ協定で、協定というのは文書になっているんだらうか、口頭じゃないかというふうに思うんですけれども、協定文書というものは行政協定以降結んだ合同委員会で確認した施設ですね、施設・区域というのは、協定の文書はあるんです。

○説明員(田中均君) ここで協定と申しますのは、合同委員会の合意という形で合意をするものでござい

ます。○齋藤勤君 そうすると、協定というのは、私の理解では、会議を通じて合意して協定の文書を取り交わす。施設であれば何県何市の何町のこれだけの面積の区域についてこれを合意するということによって、口頭ではなくて文書がそれぞれ取り交わされるというふうな理解なんですけれども、口頭なんですか。

○説明員(田中均君) 合同委員会の合意と申しますのは、もちろん文書で合意をするということになります。

○齋藤勤君 そうすると、二十五条に基づきまして合同委員会が協議して合意をした部分の施設の合意文書はありますか。それについては私どもに對して開示をいたしますか、情報公開といいますが、要求したときは提示していただければいいんですか。

○説明員(田中均君) 合同委員会の合意と申しますのは、まさにいろんな軍の機能その他にかかわることがございますので、基本的には双方の合意によってしか公表しないということにはなっております。しかしながら、ケース・バイ・ケースで発表をしておるといふものもあるということになります。

○齋藤勤君 国有地なわけで、国民の共有の財産であって、これをどれだけの面積で何のために提供するということについて国民の前に明らかにするというのは当たり前なわけでありまして、それを、どういう軍事行動なのかというの、これはいろいろ問題あるかもわかりませんが、そのことについては何か両方で話し合いをしなけりや出せませんなんというふうなことは問題だというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(田中均君) これも昨年のS.A.C.O.の合意にござい

ます。○齋藤勤君 きょう一番最初の質疑の際に、国外との信頼醸成もそうだし、国内の国民との対話というのが大切だということがありましたが、こういふ一つ一つのことややはり不信につながっていくわけですね。これはぜひ改善してほしいというふうに思います。

○説明員(田中均君) 合同委員会の合意と申しますのは、まさにいろんな軍の機能その他にかかわることがございますので、基本的には双方の合意によってしか公表しないということにはなっております。しかしながら、ケース・バイ・ケースで発表をしておるといふものもあるということになります。

○齋藤勤君 国有地なわけで、国民の共有の財産であって、これをどれだけの面積で何のために提供するということについて国民の前に明らかにするというのは当たり前なわけでありまして、それを、どういう軍事行動なのかというの、これはいろいろ問題あるかもわかりませんが、そのことについては何か両方で話し合いをしなけりや出せませんなんというふうなことは問題だというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(田中均君) 合同委員会の合意と申しますのは、まさにいろんな軍の機能その他にかかわることがございますので、基本的には双方の合意によってしか公表しないということにはなっております。しかしながら、ケース・バイ・ケースで発表をしておるといふものもあるということになります。

○齋藤勤君 そういふ御説明ですけれども、実態はそうじゃないわけですよ、もう看板も変わってしまっていて。私も今回よく全文を見ていますけれども、地位協定の二条の三項には、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討す

することに同意する。」ということになってい

る。双方がきちんと合同委員会で話し合っ  
て、この上瀬谷の通信施設は既に通信施設ではな  
いからその厚木航空施設の司令部に移管になっ  
て、配置されている人たちもそういう機能ではな  
いということ、はっきりしているわけですね。  
そうすると、ずるずるこのまゝいるということに  
ついては、まだもう一回通信施設として使うとい  
うことがあるのかどうかということが一つあるか  
もわかりません。もう一つは、何か他の目的とし  
てこの上瀬谷については検討の課題になっている  
んだらうかということが二つ目にあると思うん  
ですね。その辺はいかがなんでしょうか。

○説明員(田中均君) 私どもの理解は通信施設と  
して使用されているということでございます。もち  
ろん、委員御指摘のとおり地位協定の二条、不  
要になった施設というのは返還するという大原則  
がございますし、当然のことながら基地の使用そ  
の他につきましましてはいろんな形での意見交換とい  
うのはやられますが、私どもの理解は通信施設と  
して使用されているということでございます。

○齋藤勲君 私は、この上瀬谷については、通信  
施設として使っているときは、もちろん外側から  
も、それから中へ入ったことも横浜市議時代にこ  
ざいます。

改めて私も視察をするようなことがこれから出  
てくると思いますが、ぜひ外務省、政府におかれ  
ましては、アメリカがそういうふうに行っている  
からじゃなくて、日本が実際行って、行くことが  
できるんですから、検証してもらって、普通の紳  
士的な話し合いの中でそれを詰めていく。そうい  
うことで今度また市民、国民に対する利益がそ  
うして生じてくるわけですから、何か形式的な御答  
弁をされていても、これは実態が伴わない。この  
こともまた国民にすれば、一体政府というのは主  
体性があるんだらうかという話になってしまうわ  
けで、このことも私はこれからの日米関係、国内  
問題についても大変問題だということに思いま

す。時間でございますので、質疑は終わりたいと思  
います。

○笠井亮君 今回の改正案については、いろいろ  
あると思うんですけども、まず即応予備自衛官  
制度を導入して防衛出動、それから治安出動、災  
害派遣、地震防災派遣に招集するということがあ  
ります。それからさらに、現行の予備自衛官、そ  
して即応予備自衛官の招集時期を早めたこと、こ  
れが私は特徴の中の大きな問題だということに  
思っているんです。

これまでの現行の予備自衛官の任務は、先ほど  
も御答弁がありましたけれども、防衛出動時の補  
完ということ、いわば日本の有事の際に輸送と  
か補給とか基地警備、リーダーサイトの防空要員  
などの後方支援に当たることだということにして  
きたと思うんです。

これに対して、今回導入が具体化されるに至  
った新たな予備自衛官制度について、これは平成六  
年八月の防衛問題懇談会の報告に、危急の際に迅  
速に対応できるようにするためには、新たな予備  
自衛官を募り、有事においては第一線部隊に充  
し得るだけの練度の高い予備兵力をつくり出す  
これがねらいであるということが書かれておりま  
す。さらに、養成に時間のかかる専門的要員、例  
えば指揮官やパイロットなどにも新たな予備自衛  
官制度の導入を検討すべきだということに書いて  
あったと思うんです。

その後の経過の中で今回のこういう具体化に  
なっていると思うんですが、今この日本に対して  
武力攻撃が加えられるという蓋然性がないもと  
で、現行の予備自衛官とは別に、なぜ第一線の任  
務につくような一万五千人規模の即応予備自衛官  
制度の導入なのかというのをまず伺いたいんです  
が、いかがでしょうか。

○政府委員(秋山昌廣君) もちろんのこと我が国  
が侵略されることがないようにあらゆる努力をす  
るわけですが、防衛という問題は、やはり  
そういうことがあったときにどうするか、そ

れからまた抑止のためにも防衛力を保有する、万  
全を期すということであらうかと思えますけれど  
も、二年前に新たにつくられました防衛大綱にお  
きまして、その防衛大綱に基づく防衛力のあり方  
について次のように述べているわけございま  
す。

(委員長退席、理事板垣正君着席)

それが今回の即応予備自衛官の導入につなが  
っているわけですが、そこでは、国際情勢  
の変化等を踏まえ、「若年人口の減少傾向、格段  
に厳しさを増している経済財政事情等に配慮」し  
つつ、「防衛力の規模及び機能について見直し」し  
て、その合理化・効率化・コンパクト化を一層  
進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質  
的な向上を図ることにより、多様な事態に対して  
有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の  
推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を  
確保することとしております。

そして、こういう観点から陸上自衛隊のあり方  
について検討を行ったわけでございますけれど  
も、基幹部隊の見直し等を行うことによりまして  
陸上自衛隊の基本的な枠組みを示す編成定数につ  
いて、今言ったような状況を踏まえながら、従来  
の十八万人から十六万人といたしまして、いわゆ  
る合理化、効率化、コンパクト化を図る。その一  
方で、部隊等の編成に当たっては常備自衛官を  
もって充てることを原則としつつ、一部の部隊に  
ついては即応予備自衛官を主体として充てること  
により適切な弾力性を確保する、こういう形で陸  
上自衛隊の基幹部隊の見直しを行う、その過程で  
この即応予備自衛官の導入というものを考えた  
ところでございます。

○笠井亮君 今いろいろ言われましたけれども、  
合理化、効率化、コンパクト化云々という問題に  
ついて言いますと、定数は減ったとしても陸の実  
動人員はむしろふえていくということを衛藤元防  
衛庁長官も言われておりましたし、問題は数合  
せの問題じゃないということだと思っております。  
(理事板垣正君退席、委員長着席)

今、局長も言われましたが、さまざまな事態に  
対応していく、これが新防衛大綱の中にあるとい  
う、まさにその点が今この問題を考えるとき非常  
に大事な問題の一つだと思っているんですけども、  
この新防衛計画大綱では、大規模災害などと  
ともに周辺地域の緊急事態への対応ということが  
重要な柱の一つになっていると思います。

今回の改正で、こういう事態に対応するために  
所属師団に出勤命令が出れば、そこに配属される  
ことになる即応予備自衛官も一緒に投入すること  
を考えているのかどうか、そこはいかがでしょ  
うか。

○政府委員(秋山昌廣君) ちょっと御質問の趣旨  
が正確にとれませんでした、先ほど申し上げま  
したように、例えば部隊改編をする師団につきま  
して申し上げますと、現在ですと普通科連隊が通  
常四連隊あるわけございまして、今回そのうち  
の一つを即応予備自衛官を主体とする連隊にす  
る。そういったら、八割程度が非常勤の即応  
予備自衛官で構成される、そういう部隊になるわ  
けでございます。しかし、防衛出動が発動される  
とか、そういった事態になった場合に、当然まず  
即応予備自衛官を招集するという行為が必要なの  
でございます。その必要性があるかどうかとい  
う判断がもちろんあるわけでございます。けれど  
も、招集され、あらかじめ定められた部隊につ  
くことになっておりました、そして行動をとるに  
するということにならうかと思っております。

○笠井亮君 一応確認のためにそのことを具体的  
に聞いてみたいと思っております、平成九年  
度に即応予備自衛官は福岡の駐屯地の第四師団の  
隷下に編成を予定しているということでありま  
す。そうしますと、今おっしゃったように、招集  
された以上、常備自衛官と同様にその師団として  
の指揮命令下で動くのは当然だという流れになる  
と思うんです。

例えば、極東の有事という際に、相手国の戦場  
でない地域、戦場の後方地域というふうになら  
れておりましたが、そこに行く場合に即応予備自衛

官も一緒に行つて支援活動をするにはあり得るのか。今の御説明だと即応予備自衛官だけが行かずに残るわけではないというふうな思ふんですけれども、そういうことではないんです。

○政府委員(秋山昌廣君) 午前中の質問にお答えいたしましたけれども、現在の予備自衛官と違ひまして、今回導入しようとしております即応予備自衛官につきましては、あらかじめ決められた部隊に防衛招集があった場合には直ちに配属になるわけでございますけれども、その行動は防衛出動、治安出動、災害派遣あるいは地震防災派遣というところでございまして、そういう行動の中で防衛招集されている即応予備自衛官の部隊も当然その指揮の中で活動をするということになります。

○笠井亮君 常備自衛官と即応予備自衛官は今のような場合に区別がないということのお答えがあったと思ひます。

もう一つ確認なんですけれども、即応予備自衛官は例えば日米共同演習なんかの場合にも参加をしていくのかどうか、そういうことについてはどのようにお考えですか。

○政府委員(秋山昌廣君) 即応予備自衛官の訓練につきましては、法案では三十日以内ということと別途総理府令で定めることになっております。その訓練内容につきましては、例えば従来の予備自衛官でございますと主として個人訓練ということであったと思ひますが、今回は部隊訓練も導入いたしました。今御質問がありましたように、防衛出動等の行動がある場合の行動が行えるような訓練をしたいというふうな考えております。

今の御質問について、私ちよつとどういふ訓練が今後考えられているかということをご正確に今申し上げられませんが、そういったものが具体的に予定されているというふうには考えておりません。と同時に、先ほどの御質問で、常備自衛官とともに全く一緒に行動をするんですねという、

ちよつと確認の御発言がありました。しかし、これは部隊を守るという現在の予備自衛官とは違ひまして、常備自衛官により編成される部隊とともにその師団との作戦地域で行動するわけでございますが、その作戦地域での行動の役割は常備自衛官で構成される部隊と即応予備自衛官で構成される部隊とはおのずから戦術上、作戦上、変わってくるということはお断りしておきたいと思ひます。

○笠井亮君 要するに、共同演習については具体的には予定はされていないけれども、今のお話だと制度的には排除するものではないというふうな理解できると思ふんです。

それと、要するに招集された以上、役割回りはいろいろ部隊ごとに違ふのは当然でありまして、ただ常備自衛官だからとか即応予備自衛官だからということと任務が根本的に違ふということではないんだということなかなと思ひます。ソ連崩壊後の今、新しい今日の情勢に即して、周辺地域の緊急事態にもどういふ形かは別として対応できるような位置づけで新たに考えられる制度だというのが私は重大な点ではないかというふうな思ふんです。

その上で、予備自衛官、即応予備自衛官の招集時期の問題について伺いたいです。防衛庁は八一年の二月に防衛研究の結果をまとめておられますが、その五項目の二番目に、有事における防衛力を有効に發揮するための自衛隊の人員の充足、再配置などのことがありますが、そこで予備自衛官の招集時期を早めるべきだという結論づけが行われているというのが、これは八一年の問題ですけれども、あります。

見ますと、まさにソ連崩壊後の情勢に見合った形で、今八一年から時がたつていますが、有事法制の今日的な具体化ということを受けてよいのかどうか、そういうことになるとは思ふんじやないかというふうな思ふんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(秋山昌廣君) 今の御質問にお答えする前に、冒頭確認のような御発言がございましたので、それについてちよつとコメントさせていただきます。我が国の周辺において起こる事態に対して、即応予備自衛官も常備自衛官と同様の行動をするということを確認するという御発言があったと思ひますけれども、あくまでも防衛出動ですとか治安出動ですとか、あるいは災害派遣活動等、法律の規定に照らして即応予備自衛官が防衛招集されたときの行動を私はお答え申し上げたわけでございます。我が国周辺地域において何か事態が起こったときに、今のような行動についての発動があるかどうかという問題と別問題でございます。通常の場合、我が国が攻撃されない限りは防衛出動は発動されないということについて改めてここでお断りしておきたいと思ひます。

その上で、御質問の点でございますけれども、確かに有事法制の研究の中で今御指摘のあったような議論がございました。そして、「例えば」ということで、御質問のあったような提言も研究の中にありますけれども、今回の予備自衛官の防衛招集時期については見直しにつきましては、今御審議いただいております即応予備自衛官の導入に当たりまして、その導入の過程で即応予備自衛官の招集時期の議論をいたしました。そして、それにあわせて現行制度の予備自衛官の招集時期を改めて見直した結果、先ほど申し上げたような理由で今回改正をお願いしたいと、こういうものでございます。

○笠井亮君 要するに、今おっしゃったこと言いますと、まさにそういう形で今やるのが有事立法の具体化につながっていくんじゃないかという

うふうには思ふわけでありませう。実際に八一年の有事法制研究の第一分類の中間報告というのがありますけれども、「自衛隊法七十条の規定による予備自衛官の招集に關しては、招集に相当の期間を要し、防衛出動命令下命後から行ふの間は合致しないことがあるので、例えば、防衛出動待機命令下命時から、これを行ふようにすることが必要であると考へられる」というふうな提起してございました。かねての懸案を今回の改正でやつていこうということに踏み込んでいくというふうには私は見られると思ふんですけれども、そういうことを申し上げておきたいと思ふんです。

もう一つ聞いておきたいんですけれども、八六年四月九日の衆議院の安保特で当時の西廣防衛局長が、「予備的な柔軟性というものは多いにこうしたことはないわけですが、現在の予備自衛官制度というものを前提といたしますと、どうしてもおのずからソースが限られておます」、「今の予備自衛官制度のもとではそれほど規模は広げられないのではないかと、そろそろ限界に近づいている」というふうな答弁されて、当時の加藤防衛庁長官が、予備自衛官のあり方については本格的に検討する、その最大のテーマというのは、自衛隊員の経験者以外の新しい第二予備自衛官制度みたいなものも一つではないか、検討対象になつていっているというふうな答弁をしております。いわゆる自衛隊の未経験者をも対象にするということだと思ふんですけれども、もうそれから十年時がたつておりまして、結論が出ていっていると思ふんですけれども、それはどういふふうになつていっているんでしょうか。

○政府委員(秋山昌廣君) 当時そういうやりとりがあったということは私も承知しているわけでございますけれども、しかし今回即応予備自衛官を導入するに当たつての理由は、先ほど申し上げたようにいろいろ背景がございまして、防衛力の機能について、充実とその質的な拡充を図ると同時に、その合理化、効率化、コンパクト化を進めていく、弾力性も保持する、そういう観点の中

で陸上自衛隊の基幹部隊の見直し、十八万から十六万に落とすという中で出てきた問題でございまして、今御質問の点について、今回この即応予備自衛官を導入するに当たって議論したわけではございません。

○笠井亮君 いろいろな背景がある中に、そういうことも含めての検討の中で当然あると思うんですよ。それと切り離したとしても、十年前のそういう問題については、当時の加藤防衛庁長官は最大のテーマだと言われたわけですが、そのこと自身については今どういう検討になっていて、防衛庁としてはどういう方向性を持っていらっしゃるんですか。

○政府委員(秋山昌廣君) 御質問の点について、今特段の検討を進めているということとはございませぬ。

○笠井亮君 では、それは要するにもう必要がないということでも棚上げにすると。その当時は最大のテーマの一つだったけれども、今、今日的にはこういう体制でいくので、そういう自衛隊員未経験者を対象にすることに特段の検討をしないといけないことは、もうやめたということではないんです。導入しないということではないんです。将来もないと。

○政府委員(秋山昌廣君) 御質問の点を少し言葉を変えますと、予備自衛官ないしは即応予備自衛官、総称して予備自衛官かもしれませんが、それについての募集の問題であらうかと思えます。今、我々が考えておりますのは、即応予備にしろそれから予備自衛官にしろ自衛官の経験者というのが対象であります。公募というものはどうかということについては募集のあり方の問題として研究しております。

○笠井亮君 以上幾つか伺ってまいりました。明らかに思ったと思うんですけども、即応予備自衛官が編成定数の内数ということで募集されるというふうになっていくということは、つまりは正規の陸上自衛官が行う任務と募集された以上はほとんど同じことを行う。もちろん役割は違うとさ

きおっしゃいましたが、区別があるわけではなくて、それを通じて日米安保共同宣言が求めているような新たな任務にいわば臨時につけるようになって、動員できる体制をつくらうということになるんじゃないかというふうに思うんですよ。長官は首をかしげていらっしゃるんですけども。

それで、さつき防衛出動のときに初めてそこから始まるんだと言われましたが、しかしその防衛出動がどの時点でどういうふうになるのか。日本が攻撃されたとき、侵略されたときということを含めていろいろ議論がある中で、それがまた広がっていくということも今いろいろあるわけですから。そういう点で、従来日本防衛に限定された予備自衛官の任務がまさに新しい段階に拡大するというような流れとして重大な意味を持っていると言わざるを得ない。私は、そういう制度であったらいいということも申し上げたいと思っております。

次に、ガイドラインの見直しの問題に関連して幾つか伺いたいんですが、昨年四月の日米安保共同宣言に基づいてことしの秋を目途に見直し作業が行われているということで、総理も訪米されるし局長も訪米されるということを知っております。五月月中旬に中間報告を目指しているということでもあります。

日本有事の際の日米協力の問題ということではなくて、新たに周辺有事あるいは日本以外の地域の戦争の際の米軍と自衛隊との協力について取り決める考えでいくということも検討がされていると思うんですけども、これは憲法にかかわる極めて重大な問題なので、幾つもあるんですけども、ここでは自衛隊と米軍との作戦運用、オペレーションの問題について具体的に伺っておきたいと思っております。

昨年九月の進捗状況の報告がありました。これは、周辺有事の際の協力対象の五番目に自衛隊と米軍のオペレーションということを挙げております。

それで、秋山局長は、昨年十二月の本委員会での答弁の中で、これは共同作戦とか共同運用とかいうことではない、つまり日米それぞれが動くんだということ、「具体的な事業に沿って、まず自衛隊は自分の国の安全保障にかかわる問題として何をしなくちゃいけないのか、そして他方で米軍の運用について自衛隊がどの程度支援ができるのか」といったような議論の整理をしていきたい。というふうにおっしゃってございました。それから大分時間がたつてまいりまして、今中間報告に向けて作業を進められていることだと思っております。そういう作戦運用の対象として具体的には何についてやっていくということも今検討されているんですか。

○政府委員(秋山昌廣君) まさに現在の作業を進めているところでございます。当時も申し上げたかもしませんが、例えば情報交換ですとか監視警戒活動ですとか、そういった自衛隊としての我が国周辺で尋常でないことが起こった場合の活動というものは当然あるわけでございまして。その活動自体がまた逆に当然のこととして米軍にとってもある意味で重要な意味を持っている可能性があるのでございまして、自衛隊の活動と米軍の活動のお互いに協力できる部分、そういったものをこの中で検討していきたい。

先般、久間大臣と米国のコーエン国防長官との防衛首脳会談の場で、日米のガイドラインの見直しについて、国内外、米国でもそうでございますけれども、非常に関心もあるし議論もされているというところでございまして、なるべく今の作業を早めて五月中旬以降適当な時期にもう一回中間的な取りまとめを公表していきたいというふうな目的に向けてその中間取りまとめの作業を進めているという状況でございます。

○笠井亮君 今、具体的に情報とかそれから警戒監視の問題その他というふうには言われました。去年十一月、「セキユリタリオン」という雑誌の中でガイドラインの見直しをめぐる座談会を私

は興味深く拝見いたしました。その中で秋山局長が、日本周辺有事で「日本の安全保障にとっても緊張感が出て来ますから自衛隊も相当動くところがあるわけですね。その辺の絵を描こうじゃないか」という議論が、最後の自衛隊と米軍の運用という所に含まれている。かなりこれは重要なポイントなんです。というふうには言われていて、同じ座談会で山口統合幕僚会議事務局第五室長が、「自衛隊は情報収集活動したり、飛行機を飛ばしたりして警戒する」というのは当然のことです。それから、そういった事は自衛隊の本来の業務としてなさなければならぬ。そういったこともアメリカと協力しながらやっていくことを考える、というのは、非常に重要なこと」だということに言われておりました。

これは日本が攻撃を受けてもいない周辺有事で、例えば自衛隊がP3Cだとか早期警戒機を飛ばして情報収集して、それを米軍に提供するという行動をとることじゃないかと私はそれを拝見しながら思ったんですが、例えば相手国の航空機や潜水艦の位置をそういう中で教えることができるのか。それは米軍の武力攻撃の不可欠な役割を担うことになると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(秋山昌廣君) 自衛隊は常時継続的に情報収集とか警戒監視活動をやっているわけでございまして、我が国周辺で平常時ではないような事態が起こった場合にそういう活動を強化することというのはこれまた自衛隊の役割からいって当然のことであらうかと思えます。そして、我が国の防衛と極東の平和と安定に責務を負っている米軍としてもこれまた同じような状況かと思えます。

情報交換について少し具体的な指摘をされながら今御質問があったわけでございますけれども、御質問は集団的自衛権とかそういう問題にもかかわる話かと思えます。従来から答弁しておりますように、ある行為がそういう行使に当たるか否かというのは、集団的自衛権が実力の行使を内容とする概念であるために、その行為が実力の行使

であるかどうかにより判断されるべきかと思うわけでございます。今申し上げたような活動の中で日米間で情報交換をするということは当然想定しているところでございますけれども、自衛隊にとつては我が国の防衛のために収集した情報を提供するのでございまして、それを提供することは一般的には実力の行使に当たらないというふうな考えでございまして、そういった情報交換を我々はやらなければならぬし、大いにやるべきだと考えているところでございまして。

○笠井亮君 その点は大事な問題だと思つて、ジェームズ・アワーという元米国防長官の特別補佐官をやつていた人がいますが、収集した情報はお互いの航空機に搭載したコンピュータを通じて直接交換されたということを言われております。現実にはこういう情報の問題というのは臨時にして直接交換されるシステムに日米間になつていふと思つておられます。

それで、アメリカが戦争行動をしているときに自衛隊のP3Cや早期警戒機が収集した相手国の軍隊の情報を米軍にリアルタイムで提供していくということになりますと、私は集団的自衛権ということまで言わないで、これは極めて重大な問題になつてくると思つて、そういう場合には、相手方から見れば明らかに武力行使と一体というふうに見られるんじゃないんですか。それはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(秋山昌廣君) ちよつと前の答弁になりますけれども、これは昭和六十三年の四月でございまして、衆議院の安全保障特別委員会が当時の防衛局長の西廣政府委員が答弁をしております。いろいろ情報交換ができるというふうな考えられているけれども、情報というのにも非常に種類がある、あるぎりぎりの段階になつて、例えばある目標、何度何分、角度何度で撃て、こういうふうなことがあるとしますと、これも一種の情報の伝達になるわけでありまして、これは果たして通常我々が考えている憲法上の問題もない情報の提供

になるのかどうかというあたりの問題はあつたといふ答弁はしているわけでございます。我々としても情報交換が一〇〇%全く問題がないということとを申し上げているわけではございませんで、自衛隊が行う我が国防衛のための一般的な情報提供の提供といふものは武力行使ではないというふうな考えでございまして、これを申し上げているわけでございます。

○笠井亮君 私、一般的なことよりも、先ほどの具体的なケースというところでどういふ場合かどうかということは何つたわけ、一般的に情報交換していることはどうだということをお願いしているわけじゃないんです。

かつての答弁も言われましたが、また一つ指摘しておきたいんです。ついせんだつて、四月十日ですけれども、内閣法制局が見解を出して、この中で、「例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供するようなことについては、他の者による武力の行使と一体となると判断される可能性がある」と、ここまで明言しているわけですが、まさに今、先ほど言いましたけれども、自衛隊の提供した情報で米軍が即時に攻撃をする、攻撃行動に出るといふことになつたら、相手方から見たらこれは明らかに武力行使と一体と見られるというところは、それはもう局長もそうだとお認めになりますか。

○政府委員(秋山昌廣君) 私、先ほど答弁したのとは一般論で恐縮でございますけれども、繰り返し申し上げます、そういう考え方でございまして、他方で、少し極端な例かもしれませんが、昭和六十三年の西廣政府委員の答弁を引用させていただきました。それを組み合わせたものが法制局の今回の、回答書というんでしょうか、文書であろうかと思つて、私の理解では、一般論の中で極めて限定的なものがあるというところを法制局の方で答弁をしたというふうな理解しております。

○笠井亮君 限定的とかいろいろ条件をつけられ

ますが、相手から見れば一体とみなされることはもう明らかになるわけ、結局、米軍と自衛隊のオペレーションというのは、日本は攻撃されてい

ないのにアメリカが行う紛争なり戦争に米軍とともに自衛隊が情報収集、警戒活動などで動いていく、連携して作戦行動をとっていくことになつたというふうなことで、これは憲法上極めて重大な問題だと思つておられます。

先ほどの即応予備自衛官もそうです。防衛出動ということになりますと、今度は予測される場合ということまでです。予測となればということで予測するの。攻撃されるかもしれないというはるか前の予測になつて、それで即応予備自衛官が召集されるわけですから、そのもとでさつき私が言つたような行動に出ることがあるということでは、これは新しい方向に向かつて出るといふのは普通に見れば明らかになつてくる問題だと思つておられます。そのことは改めて申し上げておきたいと思つておられます。

さて、私はその上に立つて、総理も訪米されるということに前にしながら、この間の沖繩問題にあわせて二つの点だけ何つておきたいんですが、一つは先ほど来あります米軍用地特措法が強行成立をしたということでありまして、強行措置とも言えるやり方で沖縄県民の声を封じようとして、その後の世論調査がいろいろ出ておまして、基地をなくせの世論と運動、あるいはこの特措法そのものに対する世論のかなり強い反対というのがあるわけですが、これは抑えることはできないし、この問題は基地のたらい回しというところでは解決できないというふうな考えでいるところでありまして、そこで、県道一〇四号線越えの弾射撃訓練の本土移転問題について何つておきたいと思つておられます。

久間長官が日米首脳会談を前にして日米間の宿題に一定のめどをつけるというふうなことも言われて、直接言われたかは私存じませんが、そういう流れの中で、二十日と二十二日の両日、王城寺

原と日出生台に行かれて、昨日は東富士関係とお会いになつたということでありまして、先ほど一応の決着を見たと言われました。長官自身がおつしやつたように、もろ手を挙げて賛成ではないが、やむを得ないというふうになつて何とて何と各地でできるようになりやうだということでありまして、繰り返して理解と協力ということであつて、それを言われてきたけれども、よく拝見して、国の責任でこれを実施する旨を言われたということであつて、これはいわば一方的な最後通告をした行つたというのが長官の御行動だつたのかなというふうには私は受けとめるんです。会談の後、浅野宮城県知事が、これは国からの申し渡りだ、一方的に押し切られたと感づいておられるというふうな感想を述べたと聞かれております。それから、平松大分県知事も、国の責任で実施するのであればこれはいかんともしがたいというふうな述べていることでも、私はこれはもう通告に行つたということでは明らかじゃないかと思つておられます。

この問題は、これまで政府は国会の質疑の中でも、それから現地との関係でも繰り返し地元の理解と協力が不可欠だ、それなしにはやらないですというところも場合場合によつては言われてきた。諸富施設庁長官もそういうことを繰り返して言われてきたと思つておられます。ところが、今回の対応、それから現地の知事などの対応などを見て、実際どうなのかということを強く感じざるを得ないわけでありまして、浅野知事への回答書というのを出されたということでありまして、それを拝見しましても、政府としてはこれはもう変えることができないものだ、九年度からの五カ所への分散移転の実施は政府としては変えることができないものだということをはつきりおつしやつて、そして何とぞ理解と協力をというふうなことが最後にいふんですが、変えることができないものを理解と協力と言ふことは、要するに国がやるから黙つて、問答無用で聞きなさいということをおつしやつた、

中身的にはですよ、そういうふうには直接長官が口で言われたということじゃないんですが、意味するところはそういうことなんじゃないんですか。長官、いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) 各自治体の町長さん、村長さん、また知事さん等も、県民あるいは町民、村民が全部も手を挙げて一人残らず賛成している場合はこれは賛成と言っていたわけじゃないですか、あるいは先般選挙があったときに反対と出てきたとか、そういういろいろな経緯があるだけに、やはりこういう問題については表現をされる時には非常に正しい立場に置かれるわけじゃないですか。したがって、言葉一つとりましても、その言葉がどういう背景の中で述べられておるか、そういうことも私どもとしては十分に吟味しながら、しかし国としてはこういう立場で、しかも沖縄のことを考えると、せめて一〇四号を一所所じゃなくて五カ所、しかも一年間に十日以内で分散して実施させていただきたいという気持ちをする御説明して、先ほど言いましたようなお立場はお立場としながら固がやることについて御理解を求めたということでございます。もう木で鼻をくくったように一方的に押しつけたというふうなことではございません。

したがって、そういうふうなこちらの立場、それもまた理解していただきながら、もう各町長さんや市長さん、村長さん、また知事さんの立場の中であらういかにともしがたいとか、あるいはまたしようがないとか、そういうような表現ながら、しかしやられるについてはこういうことをきちんと実施していただきたいというふうなこともその後に述べられて、私どももそれに別れておるわけでございます。そういう総合的な判断の中で話し合いが行われて実施する方向に固まってきたという、総合的な雰囲気を作り御理解賜りたいと思うわけでございます。

○笠井亮君 私木で鼻をくくって長官がこれ聞きなさいと言ったんだと言っているわけじゃないんですが、要するにそういうふうな地元から受けとめられるし、知事もなかなか苦悩のああいう発言をされた、それぞれあったと思うんです。

ただ、あの直後にも宮城でいえば、例えば地元町議会で、全員協議会であくまで反対だということが出たり、宮城県に対する回答書の中で、あれを見て地元では、えっと、一回当たり滞在日数が二十五日以下ということで、もちろん私もSACOのあの動きの流れを見ていて、十日間たつたらいなくなるなんて全く思っていないから、だからこそこれはもつと長くなりますよ、事故が起こるおそれもありますよということを私はあのころから地元で交流しながらいろいろ言ってきました。そして、予測したい事情が起こった改めて相談する、もつとふえるかもしれないということも含意があるのかなと思わざるを得ないわけでありまして、まさにそういう点ではああいふ回答一つとつても衝撃を受けている部分があるわけでありまして。

ですから、本当にあれでは納得してはいないし、ああいふ形のたらい回しでの移転というのはやめべきだし、本当の解決は海兵隊が出ていくしかないんだということを改めて私は申し上げておきたいと思っております。これはまた御議論あると思えますが、そういうことを申し上げたいと思っております。

最後に、劣化ウラン弾の訓練事件について、外務省がいらつしゃっているの何っておきたいと思っております。

一昨日、科技庁から公表された調査結果がありますが、劣化ウラン弾があった場所近くの土壌から高濃度のウランが検出された。科技庁はもちろんそれが直ちに影響を及ぼすようなものではないということをおっしゃりますが、改めて劣化ウラン弾による環境破壊をまざまざと見せつけた事態が明らかになったと思うんです。三月三十一日の米側の最終報告書ですけれども、その中では「九

七年三月に島島において採取された土壌試料の分析結果は、劣化ウラン弾の発射原因とする島島の著しい又は広範な汚染はないことを示す九六年三月及び四月の土壌サンプリングの結果を証明した」というふうな書かれておりますが、まさに政府自身の調査によってそれが覆されたとも言っているようなことが明らかになっているわけでありまして。

これは科技庁も最終的ではないと言っておりますが、政府はそういう中で米側の最終報告書でもう納得したというのじゃなくて、あの原因の問題も含めて今回のような結果も出ているわけですから、残された劣化ウラン弾の早急な回収、あるいは地表だけでなく深さの異なる放出源の調査もアメリカに実施させる、原因についてもさらにただすべきことはただだすということが必要だと思っておりますけれども、政府としての現時点での対応の方針はいかがなっておりますか。

○説明員(田中均君) 委員御指摘はございましてけれども、米側の最終報告書にも同様の記述が実されておるわけでございますが、その中で、「土、砂の分析結果は、広範な又は著しい汚染がないことを示している。劣化ウランによる土壌の汚染は、弾心が存在する地点又は酸化した劣化ウランが存在する地点に限定されている」ということでございます。決して米側の報告書と科技庁の分析、発見ということについて差異があるわけではございません。結論においてもその差はないものと思っております。

しかしながら、この事件は本来あつてはならない事件でございますし、米側との関係でも常にその定期的なモニタリング、それから未回収の劣化ウラン弾の引き続く回収ということについてはきちんとした配慮をしていくということになっております。

○笠井亮君 いや、米側のものとは差異がないと言われましたが、高濃度のウランが検出されたというふうな科技庁の方には書いてあるわけでは

よ。向こうの側はそういうことははっきり書いていないわけですよ、そういう点は。差異がないというのは、これはちょっと説明がつかないことだと思っております。やっぱり主権国家としてきちんこの調査の問題、それから回収の問題、原因の究明の問題を最終報告が出た今の時点できちんやるべきだということを強く求めておきたいと思っております。

○委員長(鎌田要人君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○笠井亮君 日本共産党を代表して、本案に反対討論を行います。即ち予備自衛官制度は、陸上防衛力の基本的な枠組みの一部になり、一人召集されるや正規の自衛官と同等の任務を負い、日米安保共同宣言が求める新たな任務への態勢をつくるものであります。

題であります。

私は、このような重大な問題を持つ即応予備自衛官制度の導入に反対し、あわせて公募予備自衛官制度の導入の検討を中止するよう求めます。

なお、補給統制本部の新設は、陸上自衛隊の補給部隊を一元化し、補給・整備業務の効率化を進めることによって、ガイドライン見直しのもとで補給面での米軍と自衛隊との相互運用性を強め、米軍への後方支援を強化するものであり、容認できるものではありません。

以上をもちまして反対討論を終わります。

○委員長(鎌田要人君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。  
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鎌田要人君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鎌田要人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会





平成九年五月六日印刷

平成九年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D